



誰もが住んでみたい村に
農業農村整備

令和5年度

筑後川下流福岡国営施設機能保全事業
排水路設備改修工事

積 算 書

(当初)

九州農政局
北部九州土地改良調査管理事務所

九州農政局

九州農政局



誰もが住んでみたい村に
農業農村整備

令和5年度

筑後川下流福岡国営施設機能保全事業
排水路設備改修工事（岩神線1）

積 算 書

（当初）

九州農政局
北部九州土地改良調査管理事務所

[illegible]

九州農政局

九州農政局

九州農政局

九州農政局

[illegible]

九州農政局

九州農政局



誰もが住んでみたい村に
農業農村整備

令和5年度

筑後川下流福岡国営施設機能保全事業
排水路設備改修工事（岩神線2）

積 算 書

（当初）

九州農政局
北部九州土地改良調査管理事務所

九州農政局

九州農政局

九州農政局

九州農政局

九州農政局

九州農政局

九州農政局

九州農政局



誰もが住んでみたい村に
農業農村整備

令和5年度

筑後川下流福岡国営施設機能保全事業
排水路設備改修工事（下久末線1）

積 算 書

（当初）

九州農政局
北部九州土地改良調査管理事務所

九州農政局

九州農政局

九州農政局

九州農政局

九州農政局

九州農政局

九州農政局

[illegible]

[illegible]

事業名	筑後川下流福岡国営施設機能保全事業				
工事名	排水路設備改修工事（下久末線1）				

コード	名 称	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	*** S単一 1号 ***					
S40006	機側操作盤（下久末線 1－4号制水門）		面		1,000 各単位	歩A 当たり算出
	機側操作盤（下久末線 1－4号制水門） 屋外自立型W700mm H2,000mm D400mm 予備品含			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)基礎デークラフト 2)規格	K96001 屋外自立型W700mm H2,000mm D4・・		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
				深夜時間:0.0	週休:補正なし	
K96001	機側操作盤（下久末線 1－4号制水門） 屋外自立型W700mm H2,000mm D400mm 予備品含	1.000	面	6,500,000	6,500,000	
	合 計				6,500,000	算出数量 1.000 各単位
	単 価				6,500,000	
	*** S単一 2号 ***					
S40006	引込開閉器盤（下久末線 1－4号制水門）		面		1,000 各単位	歩A 当たり算出
	引込開閉器盤（下久末線 1－4号制水門） 屋外装柱型W700mm H1,230mm D200mm 予備品含			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)基礎デークラフト 2)規格	K96002 屋外装柱型W700mm H1,230mm D2・・		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
				深夜時間:0.0	週休:補正なし	
K96002	引込開閉器盤（下久末線 1－4号制水門） 屋外装柱型W700mm H1,230mm D200mm 予備品含	1.000	面	600,000	600,000	
	合 計				600,000	算出数量 1.000 各単位
	単 価				600,000	
	*** S単一 3号 ***					
S41001	〔施設機械労務単価〕		人		1,000 [各単位]	歩A 当たり算出
	〔施設機械労務単価〕 ,水門、ダム水門、除塵機、鋼製付属設備,据 付 工			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)工種区分 2)労務者区分 3)その他の補助文	水門、ダム水門、除塵機、鋼製付属設備 据 付 工		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
				深夜時間:0.0	週休:4週8休以上	
R03002	据 付 工	1.000	人	28,866	28,866	
	合 計				28,866	算出数量 1.000 [各単位]
	単 価				28,866	
	*** S単一 4号 ***					
S41001	〔施設機械労務単価〕		人		1,000 [各単位]	歩A 当たり算出
	〔施設機械労務単価〕 ,水門、ダム水門、除塵機、鋼製付属設備,電 工			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)工種区分 2)労務者区分 3)その他の補助文	水門、ダム水門、除塵機、鋼製付属設備 電 工		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
				深夜時間:0.0	週休:4週8休以上	
R01013	電 工	1.000	人	24,582	24,582	
	合 計				24,582	算出数量 1.000 [各単位]
	単 価				24,582	
	*** S単一 5号 ***					
S41001	〔施設機械労務単価〕		人		1,000 [各単位]	歩A 当たり算出
	〔施設機械労務単価〕 ,水門、ダム水門、除塵機、鋼製付属設備,普通作業員			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1)工種区分 2)労務者区分 3)その他の補助文	水門、ダム水門、除塵機、鋼製付属設備 普通作業員		豪雪補正:なし 基本給時間:8.0	亜熱帯補正:なし 超勤時間:0.0	
				深夜時間:0.0	週休:4週8休以上	
R01003	普通作業員	1.000	人	22,338	22,338	
	合 計				22,338	算出数量 1.000 [各単位]

事業名	筑後川下流福岡国営施設機能保全事業
工事名	排水路設備改修工事 (下久末線1)

コード	名 称	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	単 価				22,338	
	*** S単- 6号 ***					
S41040	下久末線1ー4号制水門		式		1,000 式	歩A 当たり算出
	輸送費 (修繕工事) 河川・水路用水門設備, 0.27ton, 2.2km			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1) 工種区分	河川・水路用水門設備		豪雪補正:なし	亜熱帯補正:なし	
	2) 対象要素 (x) の数量	0.270ton		基本給時間:8.0	超勤時間:0.0	
	3) 想定輸送距離 (D) の数量	2.200km		深夜時間:0.0	週休:4週8休以上	
K79213	輸送費	1,000	式	11,000	11,000	
	合 計				11,000	算出数量 1,000 式
	単 価				11,000	
	*** S単- 7号 ***					
S41040	下久末線1ー4号制水門		式		1,000 式	歩A 当たり算出
	輸送費 (修繕工事) 河川・水路用水門設備, 0.27ton, 6.6km			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1) 工種区分	河川・水路用水門設備		豪雪補正:なし	亜熱帯補正:なし	
	2) 対象要素 (x) の数量	0.270ton		基本給時間:8.0	超勤時間:0.0	
	3) 想定輸送距離 (D) の数量	6.600km		深夜時間:0.0	週休:4週8休以上	
K79213	輸送費	1,000	式	12,000	12,000	
	合 計				12,000	算出数量 1,000 式
	単 価				12,000	
	*** S単- 8号 ***					
S42034	引込開閉器盤取付工		面		1,000 面	歩A 当たり算出
	配電盤据付工 ,その他,無			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1) 盤区分	その他		豪雪補正:なし	亜熱帯補正:なし	
	2) 盤名称	その他		基本給時間:8.0	超勤時間:0.0	
	3) 1面当りの技術者労務	0.00		深夜時間:0.0	週休:4週8休以上	
	4) 1面当りの電工労務	0.52				
	5) 1面当りの普通作業員労務	0.35				
	6) 歩掛補正区分	無				
	7) その他の場合の補助文					
R03003	電気通信技術者	0,000	人	37,026	0	
R01013	電工	0,520	人	24,582	12,783	
R01003	普通作業員	0,350	人	22,338	7,818	
	合 計				20,601	算出数量 1,000 面
	単 価		面		20,601	
	*** S単- 9号 ***					
S42036	制御盤取付工		面		1,000 面	歩A 当たり算出
	制御盤取付工 電動機3台以上(同機種),,1.5kw以下,無			時間的制約:なし 夜間制約作業時間:0.0	制約作業時間:0.0 冬期補正:なし	
	1) 制御盤1面当り電動機組合区分	電動機3台以上(同機種)		豪雪補正:なし	亜熱帯補正:なし	
	2) 電動機区分	1.5kw以下		基本給時間:8.0	超勤時間:0.0	
	3) 電工労務(人/N台)	7.20		深夜時間:0.0	週休:4週8休以上	
	4) 電動機台数	4				
	5) 歩掛補正区分	無				
	6) 補助文の入力					
R01013	電工	5,040	人	24,582	123,893	
	合 計				123,893	算出数量 1,000 面
	単 価		面		123,893	

九州農政局

九州農政局

九州農政局



誰もが住んでみたい村に
農業農村整備

令和5年度

筑後川下流福岡国営施設機能保全事業
排水路設備改修工事（下久末線2）

積 算 書

（当初）

九州農政局
北部九州土地改良調査管理事務所

[illegible]

九州農政局

九州農政局

九州農政局

九州農政局

九州農政局

[illegible]

九州農政局



誰もが住んでみたい村に
農業農村整備

令和5年度

筑後川下流福岡国営施設機能保全事業
排水路設備改修工事（黒崎開線1）

積 算 書

（当初）

九州農政局
北部九州土地改良調査管理事務所

九州農政局

九州農政局

九州農政局

九州農政局

九州農政局

[illegible]

九州農政局

九州農政局

九州農政局



誰もが住んでみたい村に
農業農村整備

令和5年度

筑後川下流福岡国営施設機能保全事業
排水路設備改修工事（黒崎開線2）

積 算 書

（当初）

九州農政局
北部九州土地改良調査管理事務所

[illegible]

九州農政局

九州農政局

九州農政局

九州農政局

[illegible]

九州農政局

九州農政局

令和5年度筑後川下流福岡国営施設機能保全事業
排水路設備改修工事

特別仕様書

九州農政局北部九州土地改良調査管理事務所

第1章 総則

令和5年度筑後川下流福岡国営施設機能保全事業 排水路設備改修工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書（施）」という。）に基づいて実施する。

同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、国営筑後川下流福岡土地改良事業計画に基づき、岩神線及び下久末線、黒崎開線のゲート設備の改修を行うものである。

2. 工事場所

福岡県柳川市、みやま市地内

3. 工事概要

(1) 制水門整備

岩神線	6箇所
下久末線	3箇所
黒崎開線	2箇所

(2) 合流工整備

黒崎開線	6箇所
------	-----

(3) 電気設備（更新）

下久末線1－4号制水門 （機側操作盤、引込開閉器盤）	1式
-------------------------------	----

4. 工事数量

別紙「整備箇所一覧」及び「工事数量表」のほか、第9章設計、第10章構造及び製作、第14章電気通信設備に示すとおりである。

5. 施工範囲

本工事の施工範囲は、第2章3. 工事概要に示す制水門、合流工のゲート設備の点検・整備及び電気設備である。

第3章 施工条件

1. 工程制限

制水門ゲート設備の点検及び整備作業、合流工ゲート設備の整備作業は、令和6年11月1日から着手可能である。

なお、合流工の点検については、11月1日以前に着手可能であるが事前に発注者・施設管理者と工程を調整しなければならない。

2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日は次のとおりとする。

- (1) 工場製作の工事期間には、休日等4週8休を見込んでいる。
- (2) 現場据付の工事期間には雨天、休日等23日を見込んでいる。
（なお、休日等は土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇である。）

3. 施工しない日

原則、土曜日及び日曜日、年末年始休暇（12月29日～1月3日）。

ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。

なお、冬期間の気象条件等により上記の施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

4. 施工しない時間帯

原則、平日の午後6時から午前8時まで。

なお、冬期間の気象条件等により上記の施工しない時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

5. 現場技術員

本工事は、共通仕様書（施）第1章 1-1-11 に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

第4章 現場条件

1. 搬入路

現場への搬入路は、4 t 車の進入が可能である。

2. 第三者に対する措置

(1) 騒音、振動対策

騒音、振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

(2) 保安対策

本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は監督職員と協議するものとする。

(3) その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

第5章 提出図書等

1. 承諾図書

共通仕様書（施）第1章 1-1-6 に示す実施仕様書・計算書及び詳細図の提出は工事の始期から60日以内に提出するものとする。

また、承諾・不承諾は提出があった日から10日以内に文書で通知するものとする。

2. 施工図

受注者は、施工図が第三者の有する著作権を侵害し、発注者が著作権法に従い第三者に損害の回復等の処置を講じなければならないときは、発注者にかわり、その損害を負担し、又は回復等の処置を講ずるものとする。

第6章 仮 設

1. 工事用電力

工事に使用する電力設備及び電力料金は受注者の負担とする。

2. 発生材受入地

工事により撤去する機器等については、監督職員に報告し、立会いのもと現場発生材として指定された場所へ仮置きすること。

なお、仮置場は図面に示す箇所とし、その名称については、次のとおりとする。

名称	地先名	摘要
谷垣排水機場敷地	柳川市大和町大字谷垣地内	既設盤類

第7章 貸与する資料等

1. 貸与する資料等

本工事の施工において、関連する次の資料を貸与する。

- (1) 資料名 平成29年度 下久末線制水門改修実施設計業務（下久末線）
令和元年度 排水路合流工改修実施設計業務（黒崎開線）
令和3年度 筑後川下流福岡地区施設整備計画検討その他業務（岩神線、黒崎開線）
- (2) 貸与期間 工事契約から工事完成まで
- (3) 返納場所 筑後川下流福岡農業水利事業建設所
- (4) 貸与条件 貸与資料の内容については、発注者の許可なく他に公表してはならない。
- (5) その他 発注者が返却を指示した場合は速やかに返却するものとする。

第8章 試運転調整

本工事で実施する試運転調整に要する電力料金（基本料金・使用料金）又は、燃料費については発注者において負担する。

なお、試運転調整の実施に当たっては、事前に詳細な実施計画書を作成し、監督職員に提出して承諾を得るものとする。

第9章 設 計

1. 一般事項

- (1) 土地改良事業計画設計基準、関係する諸基準及び規格を遵守し、設計条件及び設置条件に対して十分な強度、性能及び機能を有するものとする。
- (2) 耐久性及び安全性並びに維持管理を考慮した構造とする。
- (3) 運転が確実で操作の容易なものとする。

2. 詳細設計の範囲

受注者は、設計図書に記載されている基本設計条件に基づき細部の設計を実施するものとし、詳細設計を行う項目及び範囲と設計変更する工事内容は次のとおりである。

詳細設計項目	詳細設計の範囲	設計変更する工事内容
現場整備における点検結果による整備設計を行う。	開閉装置	点検結果により部品等の交換があった場合の施工費

第10章 構造及び製作

1. 一般事項

- (1) 本設備の製作に必要な機器及び材料は、共通仕様書（施）第2章「機器及び材料」及び第4章「水門設備」によるものとする。
- (2) 本設備の製作は、共通仕様書（施）第3章「共通施工」及び第4章「水門設備」によるものとする。
- (3) 本設備は、共通仕様書（施）第4章「水門設備」によるものとするが、受注者の新技術及び新製品等があれば提案を行うことが可能である。
- (4) 水門設備は運転開始から長期の運転に耐えうる設計を行うこと。

第11章 整備工事

1. 一般事項

- (1) 各施設において、整備対象外の部位が機能低下している場合は、監督職員へ報告するものとする。
対策が必要と判断される場合は、監督職員と協議するものとする。

2. 開閉装置整備

- (1) 開閉装置の機能保持及び機能回復のために、点検・調整、オイル交換（オイル材費を含む）、点検口を取外しての内部確認、補修塗装（浮きサビ除去後にタッチアップ塗装を含む）、清掃、動作確認を実施するものとする。

なお、オーバーホールが必要な修理については、現地での分解組立としている。分解を行い部材、部品、機器単体品等の交換が必要となった場合及び、構成する主要な機器の整備を工場で実施しなければならない場合は、監督職員と協議するものとする。

- (2) 整備に当たっては事前に油脂類を抜き取る等、慎重に作業を行い、水路等の環境汚染を引き起こさないよう留意しなければならない。

第12章 更新内容

更新内容については次表のとおりとする。

1. 更新設備及び新設設備の撤去・据付

No.	作業項目	作業内容
1	設備の撤去及び運搬	・更新する設備（機側操作盤、引込開閉器盤）の撤去に当たり、必要な養生、準備を行う。 ・撤去を行った設備については、谷垣排水機場敷地へ運搬し、仮置きする。
2	更新設備の据付・調整	・工場製作した更新する設備（機側操作盤、引込開閉器盤）について、据付及び単体調整を行う。

第13章 運転操作・制御方式

1. 運転管理

下久末線1－4号制水門（機側操作盤）

機側操作を基本とする。機側における運転管理の内容は既設と同様とする。

第14章 電気通信設備

1. 一般事項

- (1) 高低圧動力設備に関する一般仕様は、「電気設備標準機器仕様書」（令和元年7月農林水産省農村振興局整備部設計課）に準ずるものとする。各設備、機器、器具毎の仕様、適用規格等（JIS、JEC、JEM等）は、共通仕様書（施）並びに関係諸基準に準ずるものとする。

- (2) 使用する機器、器具等は日本国内で調達可能なものとする。

- (3) 外部から引込み又は引出す電源線・信号線等の接続部には、SPD等を設置し雷害対策を行うものとする。

- (4) 回路構成等

- 1) ゲート設備の主回路及び制御回路を内蔵し、かつ簡単な回路設計を基本とする。
- 2) 耐雷対策を十分施すものとする。
- 3) 制御回路はリレー回路とする。
- 4) 盤内照明は蛍光灯又はLED灯とし、ドアスイッチにより点滅するものとする。
- 5) スペースヒータはスナップスイッチ及びサーモスタットにより、入・切する。

- (5) 指示計及び表示灯

- 1) 電圧計、電流計は広角形とし、電流計はモーターごとに対応させる。

- 2) 状態表示及び故障表示は集合表示としランプテストができるものとする。
- 3) 計器類及び表示等は外部より見やすい位置に配置するものとする。
- (6) 設置場所
- 機側操作盤は、操作、保守点検及び修理を原則として前面からできる構造とし、ゲート開閉動作の確認が容易で機器の搬入搬出に支障のない場所に設置する。

2. 設備概要

電源は電気事業者 200V (3相、3線、60Hz)、100V (単相、2線、60Hz) で受電するものとする。

3. 負荷設備

(1) 機側操作盤

1) 機器仕様

①形	式	ステンレス鋼板製屋外自立閉鎖型 (操作用小扉、監視窓付)
②面	数	1面
③使用場所		屋外
④材質		SUS304
⑤塗装		塗装色マンセル 10YR3/0.5
⑥用途		4門操作
⑦概略寸法		(W) 700mm × (H) 2,000mm × (D) 440mm

⑧盤面取付機器

ア) 名称銘板		7枚
イ) 監視窓		1枚
ウ) 非常停止スイッチ		1個
エ) 電圧計	(監視窓内)	1個
オ) 電流計	(監視窓内)	4個
カ) 集合表示灯	(監視窓内)	1式 (SL1~SL3)
キ) 名称銘板	(操作小扉内)	4枚
ク) 押釦スイッチ	(操作小扉内)	15個
ケ) 切替スイッチ	(操作小扉内)	1個
コ) その他必要なもの		1式

⑨盤内収納機器

ア) 漏電用遮断器	ELCB 2P 30AF	1個
イ) 配線用遮断器	MCCB 3P 225AF	1個
ウ) 配線用遮断器	MCCB 2P 225AF	1個
エ) 配線用遮断器	MCCB 3P 30AF	5個
オ) 配線用遮断器	MCCB 2P 50AF	1個
カ) 配線用遮断器	MCCB 2P 30AF	1個
キ) サーキットプロテクタ		6個
ク) 電源用 SPD (SPD)※1		2個 (三相3線 200V、単相2線 100V)
ケ) 変流器		4個
コ) ドアスイッチ		1個
サ) サーモスタット		1個
シ) スペースヒータ		1個
ス) その他必要なもの		1式

2) 補足事項 (上記盤仕様書内※印部分の補足事項)

※1 電源用 SPD (クラス I)

① JIS 試験規格	JIS C 5381-1
② 定格電圧	三相3線 200V 及び、単相2線 100V
③ 公称放電電圧	I_n : 20kA 以上 (8/20 μ s)

④最大連続使用電圧	U _c : 350V
⑤電圧防護レベル	U _p : 1.4kV(対地間)
⑥警報接点	有
⑦用途	低圧電源用
3) 予備品及び付属品	
①リレー類	現用の各種毎に1個
②ランプ、ヒューズ	現用の100% (LEDは20%)
③保守点検工具	1式
④予備品箱	1個
(2) 引込開閉器盤	
1) 機器仕様	
①数 量	1面
②形 式	ステンレス鋼板製 屋外 SUS 製壁掛形
③塗 装	塗装色マンセル 10Y R3/0.5
④概略寸法	(W)700mm×(H)1,230mm×(D)200mm
⑤盤面取付器具	
ア) 名称銘板	3枚
イ) 監視窓	2枚
ウ) その他必要なもの	1式
⑥盤内収納機器	
ア) 漏電用遮断器 ELCB 3P 30AF	1個
イ) 漏電用遮断器 ELCB 2P 30AF	2個
ウ) 積算電力量計取付スペース	1式
エ) その他必要なもの	1式

第15章 据付

受注者は設計変更が生じ、契約変更に必要な測量・設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応ずるものとする。

なお、その経費については別途協議するものとする。

1. 一般事項

据付は、共通仕様書（施）第3章第7節から第13節によるものとし、特記及び追加事項は次によるものとする。

2. 機械設備

- (1) 設備の配置は、操作及び保守点検が容易なように配置するものとする。
- (2) 設備の据付に重機械を使用する場合は、既設構造物に損傷を与えないように留意するものとする。
- (3) 設備の据付にあたっては、損傷を与えないように、かつ機能を十分に発揮するように正確に据付なければならない。

3. 電気設備

- (1) 配線は、動力線と制御線を誘導しないよう分離するものとする。
- (2) 電気盤、電気設備用配管類の据付は、地震時における水平移動・転倒等の事故を防止するため、法令・基準等に準拠した耐震設計を行い、監督職員の承諾を受け施工するものとする。
 なお、電気盤については、日本電機工業会（JEMA）技術資料「配電盤・制御盤の耐震設計指針（JEM-TR144）」、電気設備用配管類については、日本建築センター「建築設備耐震設計・施工指針」を使用する。

また、耐震クラスは「日本電機工業会（JEMA）技術資料「配電盤・制御盤の耐震設計指針（JEM-TR144）」に示すAクラス以上とする。

- （3）電気設備を固定するアンカーボルトに、あと施工アンカーを使用する場合は、おねじ形の金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとする。

なお、めねじ形の金属拡張アンカーは原則として使用しないものとする。

4. 据付材料

本工事で据付時に使用する主要材料は、共通仕様書（施）第2章によるものとし、特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

（1）見本又は資料の提出

下記に示す据付材料は、使用前に下記の資料を監督職員に提出するものとする。

据付材料名	提出資料
アンカーボルト	カタログ、試験成績書
その他材料	カタログ又は試験成績書等

5. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

	工程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

第16章 試験及び検査

1. 検測又は確認（施工段階確認）

- （1）本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期については、監督職員の指示により変更する場合がある。

1) 施設機械等工事

工種	確認内容		確認時期	遠隔確認	備考
電気設備 (配電盤類)	出来形確認	1. 据付外観 (1) 据付状況	据付時	—	
	品質確認	1. 機構動作試験	工場製作時 据付時	—	

- （2）（1）の1）の表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。

- （3）工場で行う施工段階確認は、日本国内の工場で行うものとする。

第17章 施工管理等

1. 主任技術者等の資格

主任技術者等の資格は、入札説明書による。

2. 施工管理

施工管理は、農林水産省農村振興局制定「施設機械工事等施工管理基準」及び共通仕様書（施）による。

なお、これらに定められていない事項については、受注者の基準によるが、この場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。

3. 工事写真における黑板情報の電子化

黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行うことができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「施設機械工事等施工管理基準 第1編 共通編 第2章撮影記録による施工管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

１）黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

２）受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）黑板情報の電子的記入に関する取扱い

１）受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

２）本工事の工事写真の取扱いは、「施設機械工事等施工管理基準 第1編 共通編 第2章 撮影記録による施工管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。

なお、上記１）に示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）

6 写真編集等」に示す写真編集」には該当しないものとする。

３）黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

（４）写真の納品

受注者は、（３）に示す黑板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL (https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

（５）費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黑板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

4. 工事現場等における遠隔確認について

（１）本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声は監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。

（２）遠隔確認の活用は、別添の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。

る。

(3) 農林水産省が推奨するWeb会議システムは、Microsoft Teamsである。

(4) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

第18章 条件変更の補足説明

本工事の施工にあたり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は次のとおりである。

- 1) 設計諸元等の条件変更に係るもの
- 2) 関連工事との調整に係るもの
- 3) 不可抗力によるもの
- 4) 法・基準の改正に係るもの
- 5) その他本仕様書に定めないもの

第19章 その他

1. 電子納品

工事完成図書を共通仕様書（施）第1章 1-1-26 及び第1章 1-1-28 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・ 工事完成図書の電子媒体（CD-R または DVD-R） 正副2部

2. 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

さらに、工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間については、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括管理することができる。

3. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別紙様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている213日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別紙様式1と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結日の日から令和7年3月14日（工事完了期限日）まで

※工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。

3. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

4. ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答日を通知するなど、なんらかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。

ただし、原則として閉庁日は除く。

5. 契約後 VE 提案

(1) 定 義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE 提案の意義及び範囲

1) VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。

2) ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。

①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

②工事請負契約書第 18 条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案

③競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE 提案書の提出

1) 受注者は、(2)の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式－6）の様式 1～様式 4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

①設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由

②VE 提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

③VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

④発注者が別途発注する関連工事との関係

⑤工業所有権を含む VE 提案である場合、その取扱いに関する事項

⑥その他 V E 提案が採用された場合に留意すべき事項

2) 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

3) 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。

4) VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE 提案の適否等

1) 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式－6）の様式 5）により通知するものとする。

ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

- 2) また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
 - 3) VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
 - 4) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。
 - 5) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
 - 6) 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額（以下「VE 管理費」という。）を削減しないものとする。
 - 7) VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
 - 8) 発注者は、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条（請負代金額の変更方法等）第 1 項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記 6) の VE 管理費については、変更しないものとする。
- ただし、双方の責に帰することができない理由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

6. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解の上、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事務所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等において、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(3) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続や工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事務所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。

なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

(4) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長（議長）、総括監督員、主任監督員、監督

員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。

なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(5) 建設コンサルタントの出席

上記(1)、(2)、(3)及び(4)の会議に必要なに応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関らず変更契約の対象としない。

(6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書（施）工事関係書類様式（様式-42））に記録し、相互に確認するものとする。

7. 工事付属品

本工事で製作据付した設備の維持管理及び運転操作に必要な書類等は、工事付属品として監督職員の指示する場所に備え付けなければならない。

8. 現場環境の改善の試行

本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ア 洋式（洋風）便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鍵と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- シ 便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- ス 擬音装置（機能を含む）
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記(1)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／工事（施工箇所）より多く設置

- する場合や積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。
- (3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

9. 週休2日による施工

- (1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。

なお、受注者の責によらない現場条件、気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

- (2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所の具体的な内容は次のとおりである。

- ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
- ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
- ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

- (3) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

- ① 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
- ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育、訓練等の記録資料等により行うものとする。
- ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。
- ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
- ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

- (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

- (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）及び現場管理費（率分）を補正する。

① 補正係数

	4週8休以上 〔現場閉所率28.5%（8日／28日）以上〕
労務費	1.02
機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費（率分）	1.02
現場管理費（率分）	1.05

② 補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。また、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数によ

る補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

10. 週休2日制の促進

- (1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。
- (2) 発注者は、現場閉所状況が月単位で4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日／28日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。また、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定の点数を10点減ずることとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。

- ① 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。

○監督職員用

【働き方改革】

- ☐月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。
☐若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

- ② 現場閉所による月単位の週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙3-1に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、月単位の週休2日に満たない場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

- ☐休日の確保を行った。
☐その他〔理由：現場閉所による月単位の週休2日（4週8休以上）の確保を行った。〕

○事業（務）所長用

- ☐工程管理に係る積極的な取組が見られた。
☐その他〔理由：現場閉所により月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。〕

- ③ 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で1点を加点評価する。

○事業（務）所長用

- ☐その他〔理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。〕

- (3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日／28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

11. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
- (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

ア 真夏日

日最高気温が 30℃以上の日をいう。

イ 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

ウ 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\boxed{\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}}$$

- (3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。
- (4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数 (WBGT) を用いることを標準とする。
- なお、WBGT を用いる場合は、WBGT が 25℃以上となる日を真夏日と見なす。
- ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法 (昭和 27 年法律第 165 号) に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。
- (5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。
- (6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\boxed{\text{補正値 (\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数※}}$$

※ 補正係数 : 1.2

12. 施工箇所が点在する工事の適用

- (1) 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、(別紙 1) 整備箇所一覧 (制水門) 及び (別紙 2) 整備箇所一覧 (合流工) に示す地区 (以下、工事箇所という) 』ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。
- (2) 本工事における共通仮設費の金額は、工事箇所毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。
- また、現場管理費の金額も同様に、工事箇所毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。
- さらに、据付間接費の金額も同様に、工事箇所毎に算出した据付間接費を合計した金額とする。
- なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正 (施工地域による補正等) については、工事箇所毎に設定する。
- 一般管理費等及び設計技術費については、工事箇所毎ではなく、通常の積算方法により算出する。

第 20 章 定めなき事項

- (1) 契約書、設計図面及び本仕様書に示されていない事項であっても構造、機能上又は製作据付上当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。
- (2) この仕様書に定めない事項又はこの工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

工 期 通 知 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任支出負担行為担当官

〇〇 〇〇 様

住所

商号又は名称

氏名

印

次のとおり工期を定めたので通知します。

工 事 名	〇〇〇〇工事
工 事 場 所	〇〇県〇〇市〇〇
契約予定年月日	令和 年 月 日
工 事 の 始 期	令和 年 月 日
工 期	工 事 の 始 期 から (〇〇〇日間) 令和 年 月 日 まで

※契約の締結までに提出すること。
※契約書には本通知書により通知した工期（工事の始期及び終期）を記載する。

(別紙1)整備箇所一覧(制水門)

番号	区分	施設管理名称			扉体		開閉装置			タイプ	地区
					規格	形式	形式				
		路線	名称	門数			B × H		型式		
1	制水門	岩神線	1号制水門	1	3.8 × 0.8	単扉	手動ラック式	ARW3	ミゾタ	Ⅳ	岩神線1
				1	3.4 × 1.0	転倒ゲート	ワイヤーロープウインチ式	MCW-2000	ミゾタ		
2	制水門	岩神線	2号制水門	1	2.5 × 1.8	単扉	手動ラック式	ARW4	ミゾタ	Ⅳ	岩神線1
				1	2.1 × 1.0	転倒ゲート	ワイヤーロープウインチ式	MCW-2000	ミゾタ		
3	制水門	岩神線	3号制水門	1	2.5 × 1.8	単扉	エンジンラック式	HPW400	豊国工業	Ⅳ	岩神線1
				1	2.1 × 1.0	転倒ゲート	ワイヤーロープウインチ式	MCW-2000	ミゾタ		
4	制水門	岩神線	4号制水門	1	3.6 × 1.8	単扉	エンジンラック式	HPW400	豊国工業	Ⅳ	岩神線2
				1	3.2 × 1.0	転倒ゲート	ワイヤーロープウインチ式	MCW-2000	ミゾタ		
5	制水門	岩神線	5号制水門	1	1.7 × 1.7	単扉	手動ラック式	CPS200	豊国工業	Ⅳ	岩神線2
				1	0.8 × 0.8	転倒ゲート	ワイヤーロープウインチ式	650A-M	開成工業		
6	制水門	岩神線	6号制水門	1	3.0 × 2.3	単扉	手動ラック式	HPW400	豊国工業	Ⅳ	岩神線2
				1	2.4 × 0.4	転倒ゲート	ワイヤーロープウインチ式	MCW-1100A	ミゾタ		
小計		岩神線：6箇所									
7	制水門	下久末線	1－4号制水門	4	1.5 × 1.5	単扉	電動ギアラック式	GDWS-3000	開成工業	Ⅶ	下久末線1
8	制水門	下久末線	5号制水門	1	1.0 × 1.0	単扉	手動ラック式	GDWS-2001	開成工業	Ⅳ	下久末線2
				1	6.8 × 2.1	転倒ゲート	エンジンワイヤー式	KSM-3500E	開成工業		
9	制水門	下久末線	6号制水門	1	1.0 × 1.0	単扉	手動ラック式	GDWS-2001	開成工業	Ⅳ	下久末線2
				1	8.6 × 2.25	転倒ゲート	エンジンワイヤー式	KSM-5000S	開成工業		
小計		下久末線：3箇所									
10	制水門	黒崎開線	1号制水門	1	2.0 × 1.3	単扉	手動ラック式	CPS100	豊国工業	Ⅳ	黒崎開線1
				1	1.6 × 1.0	転倒ゲート	ワイヤーロープウインチ式	MCW-1100B	ミゾタ		
11	制水門	黒崎開線	2号制水門	1	2.3 × 2.29	単扉	エンジンラック式	GSWD-4000	開成工業	Ⅳ単扉	黒崎開線2
				1	2.3 × 2.0	2段扉	エンジンラック式	GSWD-4000	開成工業	I	黒崎開線2
				1	1.0 × 1.0	単扉	手動ラック式	GSWS-2000	開成工業	Ⅵ	黒崎開線2
				1	1.0 × 1.0	単扉	手動ラック式	GSWS-2000	開成工業	Ⅵ	黒崎開線2
小計		黒崎開線：2箇所									

整備区分(整備内容)

タイプ	名称	箇所数	
I	2段扉(1門タイプ)	0	箇所
II	単扉+2段扉(2門タイプ)	0	箇所
III	2段扉(1門タイプ)(電動式)	0	箇所
IV	単扉+転倒ゲート(1門タイプ)	9	箇所
V	単扉+転倒ゲート(2門タイプ)	0	箇所
VI	単扉(1門タイプ)	0	箇所
VII	単扉(4門タイプ)	1	箇所
IV、I、VI (複合)	2号制水門 (付帯施設2箇所含む)	1	箇所
計		11	箇所

地区別	箇所数	
岩神線1	3	箇所
岩神線2	3	箇所
下久末線1	1	箇所
下久末線2	2	箇所
黒崎開線1	1	箇所
黒崎開線2	1	箇所

凡 例

※施設管理名称は図面に示す引出線下段(1号制水門)である。なお、下久末線6号、7号制水門及び黒崎開線2号制水門は上段名を使用。

(別紙2)整備箇所一覧(合流工)

番号	形式						開閉装置					地区
	施設管理名称 (路線)		ゲート種類	形式	躯体	門数	形式					
							動力	形式	巻上能力	型式他	メーカー	
1	黒崎開線	8号	鋼製スライドゲート	単扉	RC 1.0×0.8×1	1	手動	手動ラック式	1.0	CPS100	豊国工業	黒崎開線1
2	黒崎開線	9号	鋼製スライドゲート	単扉	RC 1.0×1.0×1	1	手動	手動ラック式	1.0	GDWS1000	開成工業	黒崎開線1
3	黒崎開線	11号	鋼製スライドゲート	単扉	RC 1.4×1.4×1	1	手動	手動ラック式	2.0	CP20S	豊国工業	黒崎開線1
4	黒崎開線	18号	鋼製スライドゲート	単扉	RC 1.2×0.9×1	1	手動	手動スピンドル式	1.0	V型	ミゾタ	黒崎開線2
5	黒崎開線	21号	鋼製スライドゲート	単扉	RC 1.2×0.9×1	1	手動	手動スピンドル式	1.0	V型	ミゾタ	黒崎開線2
6	黒崎開線	22号	鋼製スライドゲート	単扉	RC 1.2×0.9×1	1	手動	手動スピンドル式	1.0	V型	ミゾタ	黒崎開線2
小計	黒崎開線: 6箇所											

タイプ	名称				箇所数	
I	手動式	巻上能力	1.0	t	5	箇所
II	手動式	巻上能力	2.0	t	1	箇所
計					6	箇所

地区別	箇所数	
黒崎開線1	3	箇所
黒崎開線2	3	箇所

凡 例

※施設管理名称は図面に示す引出線下段(13号合流工)である。

工事現場等における遠隔確認に関する実施要領

1 総則

1-1 目的

本実施要領は、国営土地改良事業等の工事現場等における監督職員等の施工段階確認、材料検査、立会等（以下「立会等」という。）について、受注者が動画撮影用カメラで撮影した映像と音声を Web 会議システムにより監督職員等に配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニターで工事現場等の確認を行うもの（以下「遠隔確認」という。）であり、この情報通信技術を活用して、受発注者の業務効率化を図ることにより、働き方改革の促進と生産性向上を実現することを目的とするものである。

1-2 対象工事

原則、全ての工事を対象とする。

ただし、通信環境が整わない現場や工種によって不十分、非効率になることが明確な場合は、この限りではない。

1-3 適用

本実施要領は、土木工事共通仕様書及び施設機械工事等共通仕様書で定義する立会等の遠隔確認に適用し、監督職員等が確認するのに十分な情報を得ることができる場合に通常の立会等に代えることができる。

なお、動画撮影用カメラの活用は、立会等だけではなく設計図書と施工現場条件の不一致の確認、工事事故時の早期報告及び受注者の創意工夫等の報告など受発注者双方が積極的にその機能を活用する行為を妨げるものではない。

2 機器構成と仕様

遠隔確認に使用する動画撮影用カメラは受注者が準備するものとし、Web 会議システムは農林水産省が推奨するシステム（以下「推奨システム」という。）を使用する。なお、受注者は動画撮影用カメラに推奨システムをインストールし運用するものとする。

ただし、動画撮影用カメラを発注者側で準備している場合や推奨システムが現場確認に適さない場合は、受発注者間の協議により使用する機器を定めるものとする。

3 遠隔確認の実施

3-1 施工計画書の提出

遠隔確認の実施に当たっては、受注者は次の事項を施工計画書に記載して監督職員の確認を受けなければならない。

(1) 適用種別

本実施要領を適用する立会等の項目を記載する。

(2) 機器仕様

本実施要領に基づき使用する動画撮影用カメラの機器と仕様を記載する。

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

(3) 実施時期・場所等

本実施要領を適用する立会等の実施時期・場所等を記載する。

3-2 事前準備

受注者は遠隔確認に先立ち、監督職員に工種、確認内容、確認希望日時等を記入した立会願を提出しなければならない。

なお、立会等の時間は、発注者の勤務時間内とする。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合はこの限りではない。

3-3 遠隔確認の実施

(1) 資機材の確認

受注者は、事前に監督職員等と使用する動画撮影用カメラ等の通信状況について確認を行わなければならない。

(2) 確認箇所の把握

受注者は、監督職員等が遠隔確認箇所の位置を把握するために映像により確認箇所周辺の状況を伝えなければならない。

(3) 確認の実施

受注者は、「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」などの必要な情報について適宜電子黒板等を用いて表示する。

なお、受注者は必要な情報を冒頭で読み上げ、監督職員等から実施項目の確認を得ること。確認終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督職員等による結果の確認を得ること。

(4) 結果の報告

受注者は、監督職員から遠隔確認による施工段階確認を受けた場合、施工段階確認簿をその都度作成して速やかに監督職員へ提出する。

4 遠隔確認の記録と保存

受注者は、遠隔確認の映像と音声を配信するのみであり、記録と保存を行う必要はない。

ただし、現場技術員が遠隔確認を行った結果は、使用するパソコンにて遠隔確認の映像（実施状況）を画面キャプチャ（パソコンの画面表示を静止画像として保存）等で記録し、情報共有システム（ASP）等を活用して監督職員に提出する。

5 留意事項

遠隔確認の活用にあたっては、以下に留意すること。

- (1) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して撮影の目的や用途等を説明して承諾を得ること。
- (2) 長時間動画用撮影カメラで撮影する場合、作業員のプライバシーを侵害する音声情報が含まれる可能性があるため留意すること。
- (3) 受注者は、施工現場外が可能な限り映り込まないように留意すること。
- (4) 受注者は、原則映像を記録する必要はないが、公的でない建物の内部や人物が意図せず映り込んでしまった場合は、記録映像から人物等を特定できないように必要な措置を行うこと。
- (5) 動画撮影用カメラの使用は意識が対象物に集中し、足下への注意が薄れたり、カメラの保持・操作のために両手が塞がることにより、転倒等の事故につながる場合がある。そのため撮影しながら移動する場合は進行方向の段差・障害物の有無を確認するなど、安全

対策に留意すること。

(6) 電波状況等により遠隔確認が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

(7) 本実施要領によりがたい場合は適宜受発注者間で協議すること。

6 工事現場における掲示の記載

受注者は、下記の記載例を基に作成した掲示板を工事現場に設置して周辺住民の理解に努めなければならない。

記 載 例
当現場は、遠隔確認活用実施工事であり、動画撮影用カメラによる撮影を行っています。
問合せ先：〇〇工事責任者 現場代理人氏名、連絡先

7 フォローアップ調査

本実施要領に基づき実施した工事の受発注者を対象として、課題抽出やより効率的な取組を行うためのフォローアップ調査の依頼があった場合は対応することとする。

8 積算

(1) 積算方法

遠隔確認に使用する機器等は原則リースとし、その費用は工事实施に必要な施工管理費用（技術管理費）として見積徴収して全て計上する。

計上に当たっては、現場管理費率や一般管理費率による計算の対象外とするため「一括計上価格」とする。

やむを得ず機器等の購入が必要な場合はその購入費に対して機器等の耐用年数に使用期間割合を乗じた金額を計上する。また、受注者が所有する機器等を使用する場合も同様とする。

なお、発注者が所有する機器等を使用する場合は受発注者間で費用を協議することとし、追加で必要となる費用を計上する。

(2) 機器等の耐用年数

代表的な機器等の耐用年数については表－１のとおりであるが、これによりがたい場合は受発注者間で協議して決定する。

表－１ 代表的な機器の耐用年数

機器等の名称	耐用年数
カメラ、ネットワークオペレーティングシステム、アプリケーションソフト	５年
ハブ、ルーター、リピーター、LAN ボード	１０年

※ 国税庁ホームページ公表資料から引用

令和 5 年度

筑後川下流福岡国営施設機能保全事業
排水路設備改修工事（岩神線 1）

工 事 数 量 表
【当初】

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
直接工事費				
1. 水門設備現場整備工（制水門）	岩神線			
（1）岩神線 1号制水門				
1）開閉装置整備		式	1.000	
（2）岩神線 2号制水門				
1）開閉装置整備		式	1.000	
（3）岩神線 3号制水門				
1）開閉装置整備		式	1.000	

令和 5 年度

筑後川下流福岡国営施設機能保全事業
排水路設備改修工事（岩神線 2）

工 事 数 量 表
【当初】

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
直接工事費				
1. 水門設備現場整備工（制水門）	岩神線			
（1）岩神線 4号制水門				
1）開閉装置整備		式	1.000	
（2）岩神線 5号制水門				
1）開閉装置整備		式	1.000	
（3）岩神線 6号制水門				
1）開閉装置整備		式	1.000	

令和 5 年度

筑後川下流福岡国営施設機能保全事業
排水路設備改修工事（下久末線 1）

工 事 数 量 表
【当初】

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
直接製作費				
1. 電気設備工				
(1)機側操作盤工	1－4号制水門			
機側操作盤（下久末線 1－4号制水門）	屋外自立型W700mm H2,000mm D400mm 予備品含	面	1.000	
2)引込開閉器盤	下久末線 1－4号制水門	式	1.000	
引込開閉器盤（下久末線 1－4号制水門）	屋外装柱型W700mm H1,230mm D200mm 予備品含	面	1.000	
直接工事費				
1. 輸送費				
(1)輸送費				
1)輸送費（機側操作盤等）【撤去】現地～仮置場	既設盤類	式	1.000	
2)輸送費（機側操作盤等）【据付】工場～現地	盤類	式	1.000	
2. 水門設備現場整備工（制水門）	下久末線			
(1)下久末線 1－4号制水門				
1)開閉装置整備		式	1.000	
3. 電気盤類据付工（用排水機以外）	下久末線 1－4号制水門			
(1)電気共通設備工				
1)機側操作盤取付工		式	1.000	
2)引込開閉器盤取付工		式	1.000	
3)機側操作盤撤去工		式	1.000	
4)引込開閉器盤撤去工		式	1.000	

令和 5 年度

筑後川下流福岡国営施設機能保全事業
排水路設備改修工事（下久末線 2）

工 事 数 量 表
【当初】

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
直接工事費				
1. 水門設備現場整備工（制水門）	下久末線			
（1）下久末線 6号制水門				
1）開閉装置整備		式	1.000	
（2）下久末線 7号制水門				
1）開閉装置整備		式	1.000	

令和 5 年度

筑後川下流福岡国営施設機能保全事業
排水路設備改修工事（黒崎開線 1）

工 事 数 量 表
【当初】

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
直接工事費				
1. 水門設備現場整備工（制水門）	黒崎開線			
（1）黒崎開線 1号制水門				
1）開閉装置整備		式	1.000	
2. 水門設備現場整備工（合流工）	黒崎開線			
（1）黒崎開線 8号合流工				
1）開閉装置整備		式	1.000	
（2）黒崎開線 9号合流工				
1）開閉装置整備		式	1.000	
（3）黒崎開線 11号合流工				
1）開閉装置整備		式	1.000	

令和 5 年度

筑後川下流福岡国営施設機能保全事業
排水路設備改修工事（黒崎開線 2）

工 事 数 量 表
【当初】

工 事 数 量 表

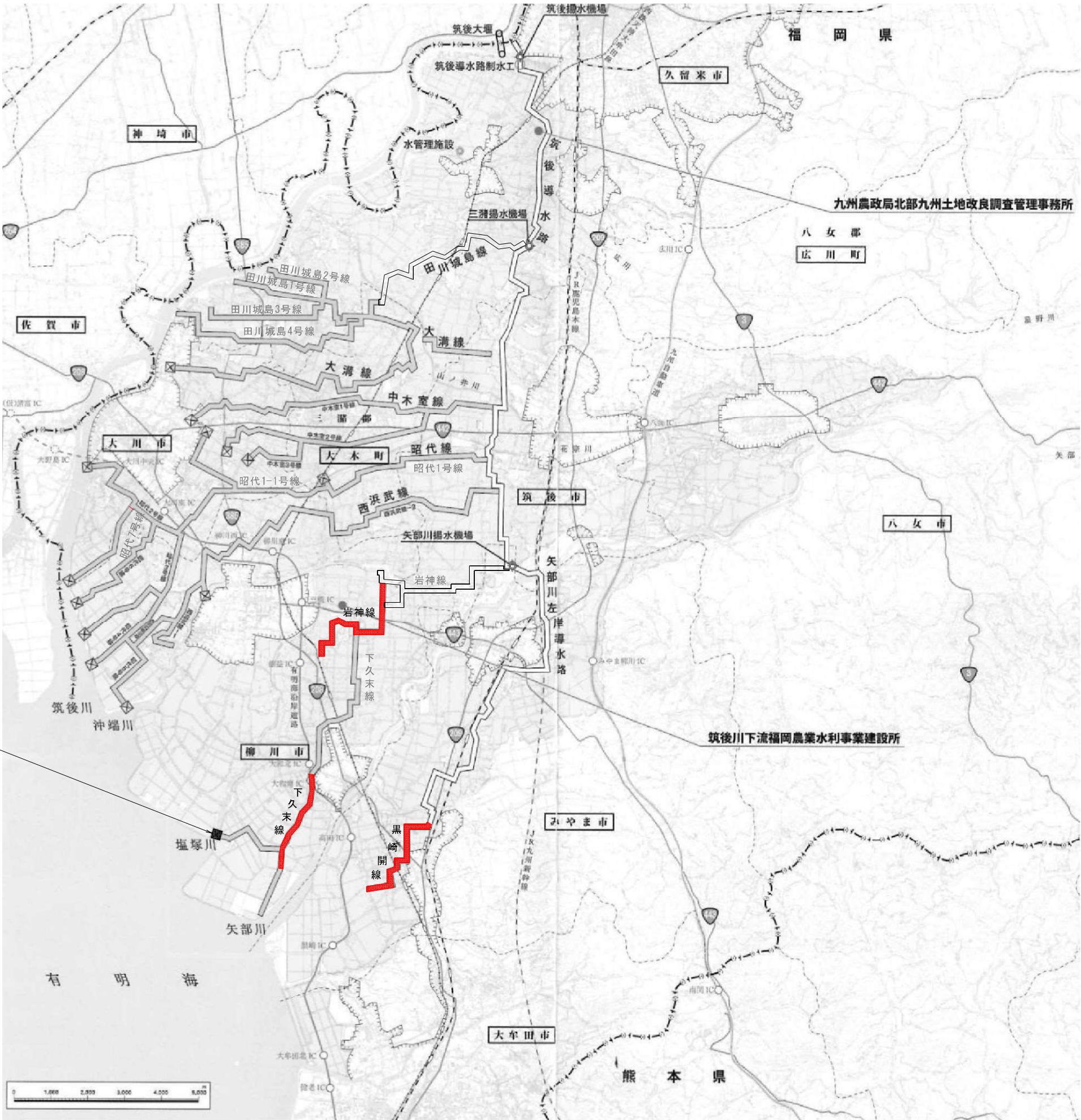
工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
直接工事費				
1. 水門設備現場整備工（制水門）	黒崎開線			
（1）黒崎開線 2号制水門				
1）開閉装置整備		式	1.000	
2. 水門設備現場整備工（合流工）	黒崎開線			
（1）黒崎開線 18号合流工				
1）開閉装置整備		式	1.000	
（2）黒崎開線 21号合流工				
1）開閉装置整備		式	1.000	
（3）黒崎開線 22号合流工				
1）開閉装置整備		式	1.000	

令和5年度筑後川下流福岡国営施設機能保全事業
排水路設備改修工事

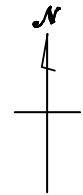
契 約 図 面

[illegible]

位置図(1/5)



谷垣排水機場
(現場発生材搬入場所)



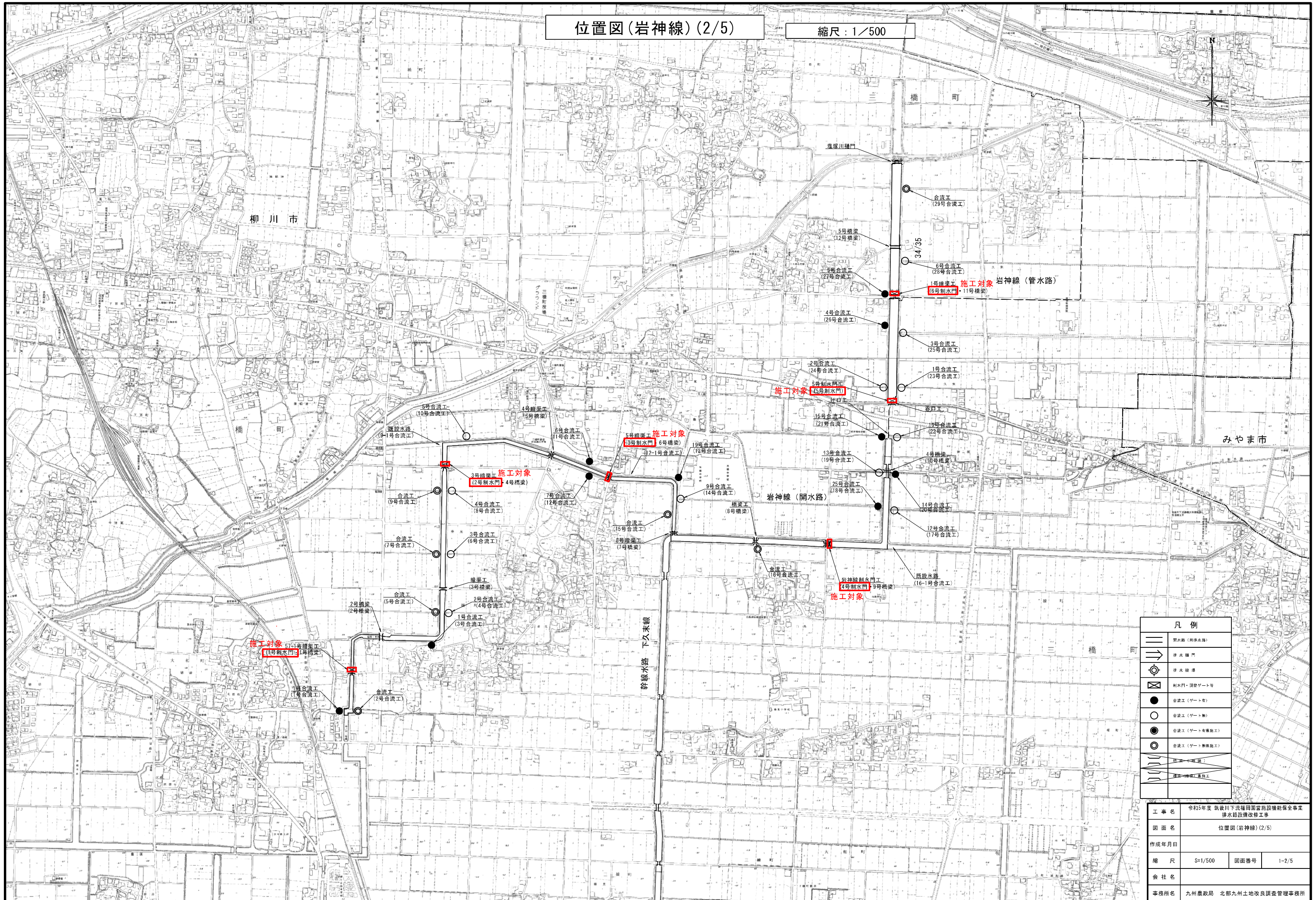
凡例

	施工対象範囲
--	--------

工事名	令和5年度 筑後川下流福岡県管轄施設機能保全事業 排水路設備改修工事		
図面名	位置図(1/5)		
作成年月日			
総尺	NON SCALE	図面番号	1-1/5
会社名			
事務所名	九州農政局 北部九州土地改良調査管理事務所		

位置図(岩神線)(2/5)

縮尺：1／500

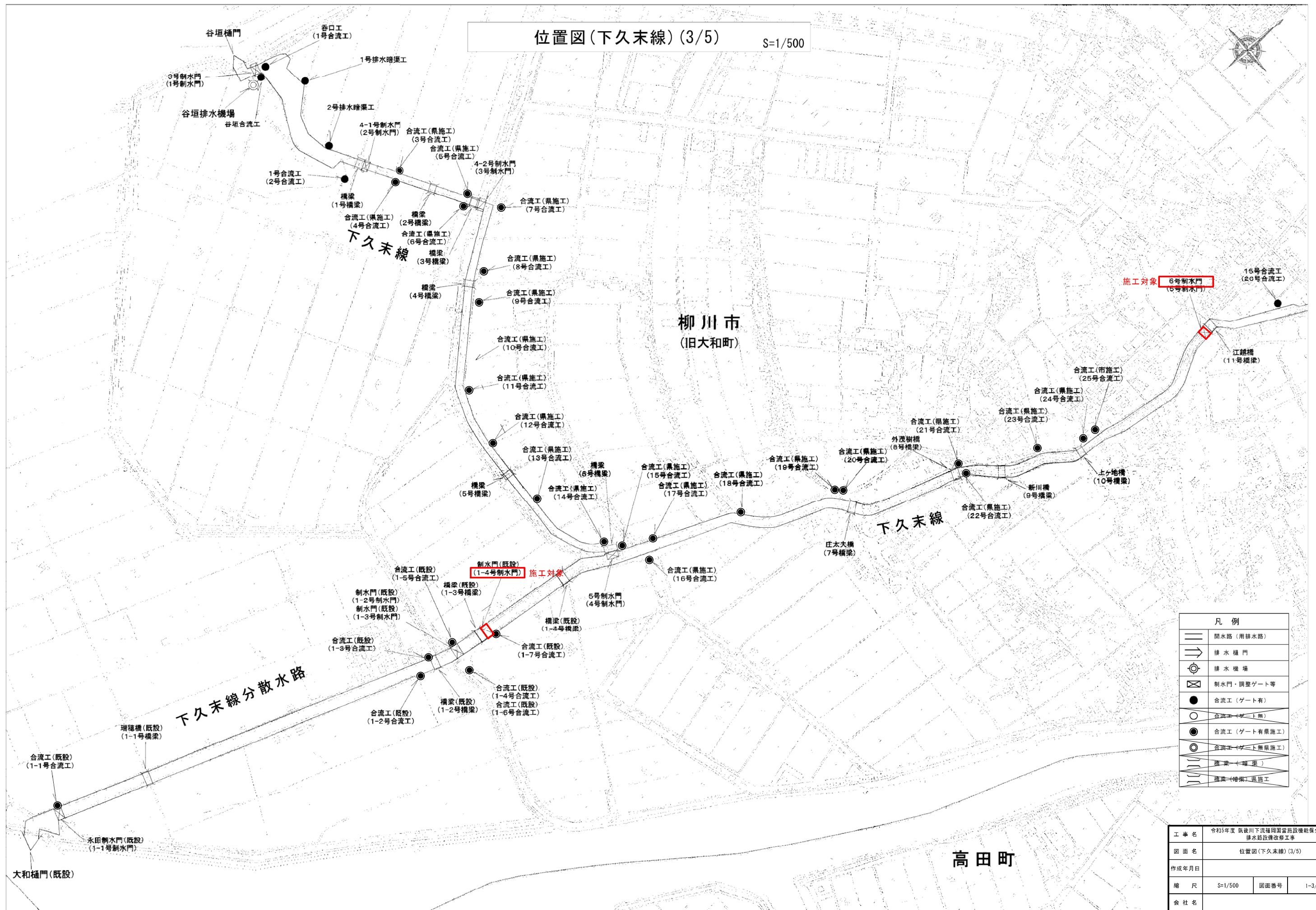


凡 例	
	閉水路（閉排水路）
	排水路門
	排水口蓋
	排水門・調整ゲート等
	合流工（ゲート有）
	合流工（ゲート無）
	合流工（ゲート有兼施工）
	合流工（ゲート無兼施工）
	排水（排水）
	排水（排水）
	排水（排水）
	排水（排水）
	排水（排水）
	排水（排水）
	排水（排水）
	排水（排水）

工 事 名	令和5年度 筑後川下流福岡富施設機能保全事業 排水設備改修工事		
図 面 名	位置図(岩神緑)(2/5)		
作成年月日			
縮 尺	S=1/500	図面番号	1-2/5
会 社 名			
事務所名	九州農政局 北部九州土地改良課企画管理事務所		

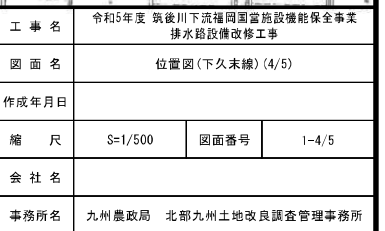
位置図(下久末線) (3/5)

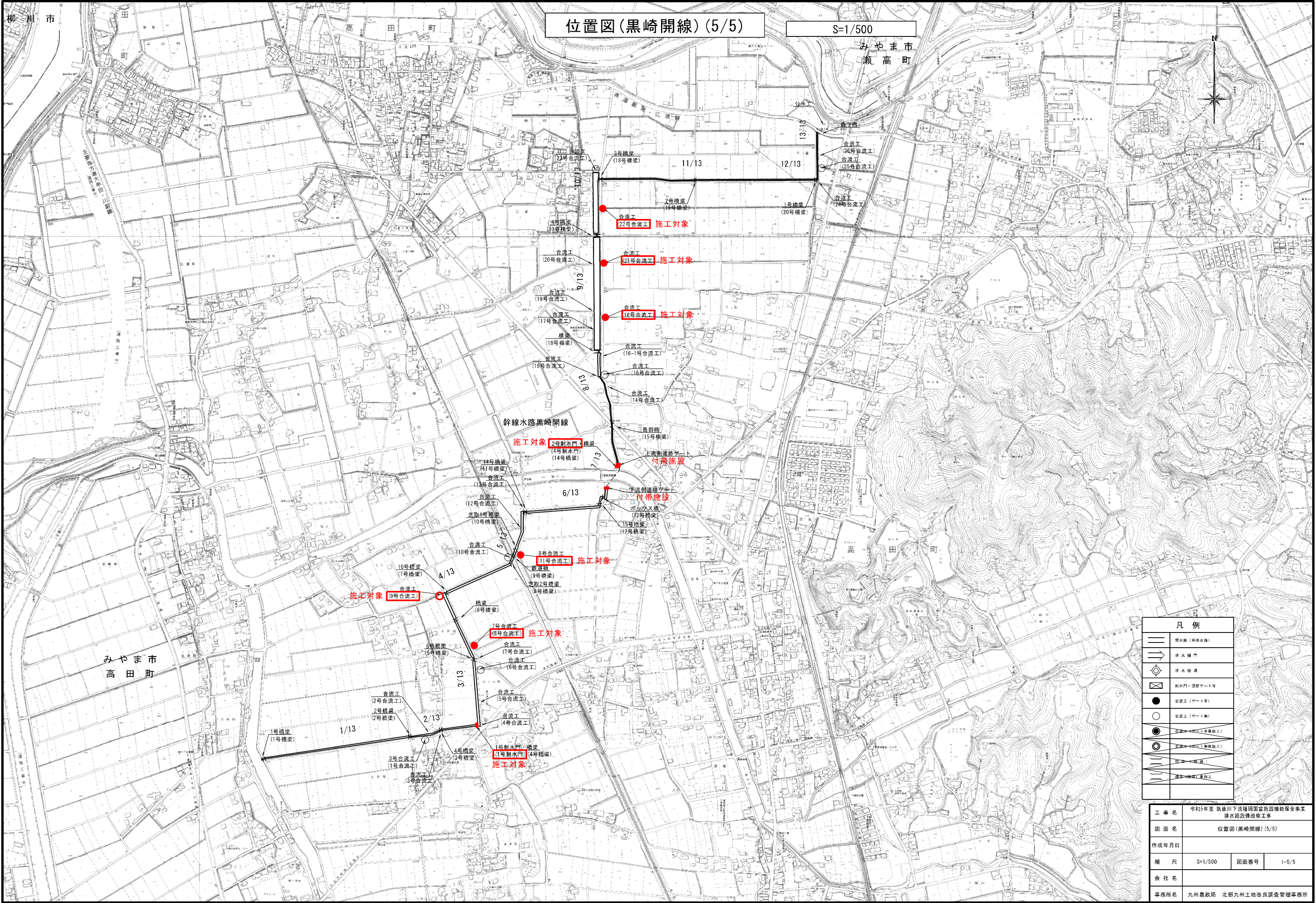
S=1/500



凡 例	
	開水路 (用排水路)
	排水樋門
	排水機場
	制水門・調整ゲート等
	合流工 (ゲート有)
	合流工 (ゲート無)
	合流工 (ゲート有県施工)
	合流工 (ゲート無県施工)
	橋梁 (県施工)
	橋梁 (市施工)

工 事 名	令和5年度 筑後川下流域河川施設機能保全事業 排水施設修繕工事		
図 面 名	位置図(下久末線) (3/5)		
作成年月日			
縮 尺	S=1/500	図面番号	1-3/5
会 社 名			
事務所名	九州農政局 北部九州土地改良調査管理事務所		

$$S=1/500$$




位置図(黒崎開線) (5/5)

S=1/500

みやま市
瀬高町

凡 例	
	開水路(用排水路)
	排水 水 門
	排水 水 門
	排水 水 門・調整ゲート等
	合流工 (ゲート有)
	合流工 (ゲート無)
	合流工 (ゲート有・上流側施工)
	合流工 (ゲート有・下流側施工)
	合流工 (ゲート有・上流側施工)
	合流工 (ゲート有・下流側施工)
	合流工 (ゲート有・上流側施工)
	合流工 (ゲート有・下流側施工)

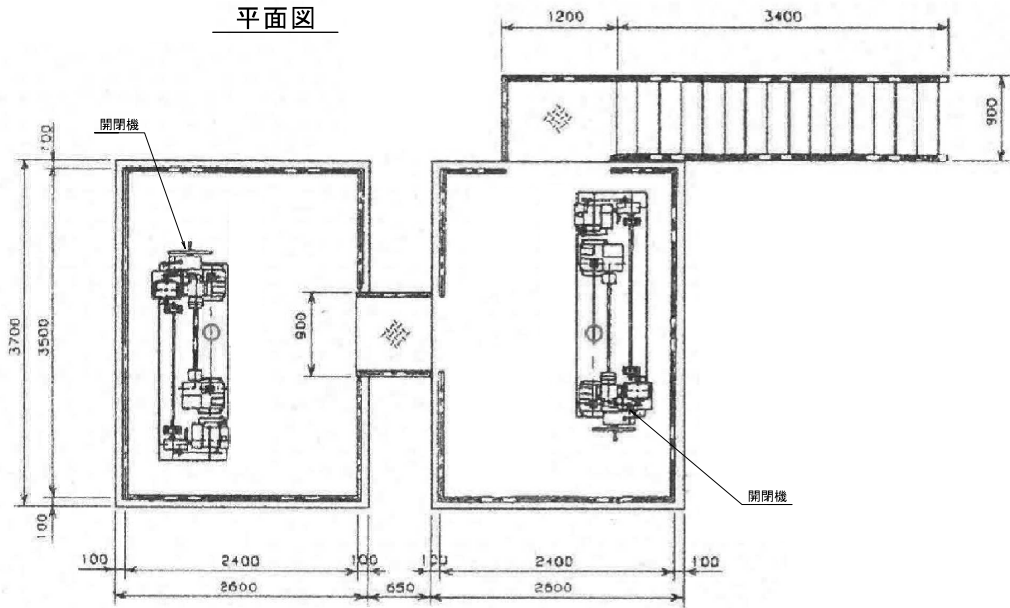
工 事 名	令和5年度 筑後川下流福岡県管内施設機能保全事業 排水施設改修工事		
図 面 名	位置図(黒崎開線) (5/5)		
作成年月日			
縮 尺	S=1/500	図面番号	1-5/5
会 社 名			
事務所名	九州農政局 北都九州土地改良調査管理事務所		

制水門整備一般図(タイプⅠ・Ⅳ単扉のみ) (1/4)

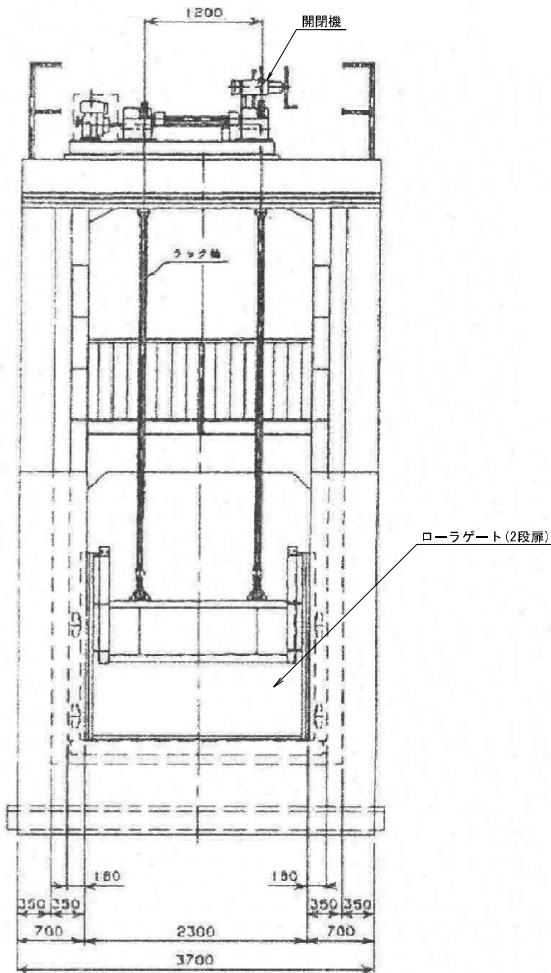
黒崎開線 2号制水門

(S=1:40)

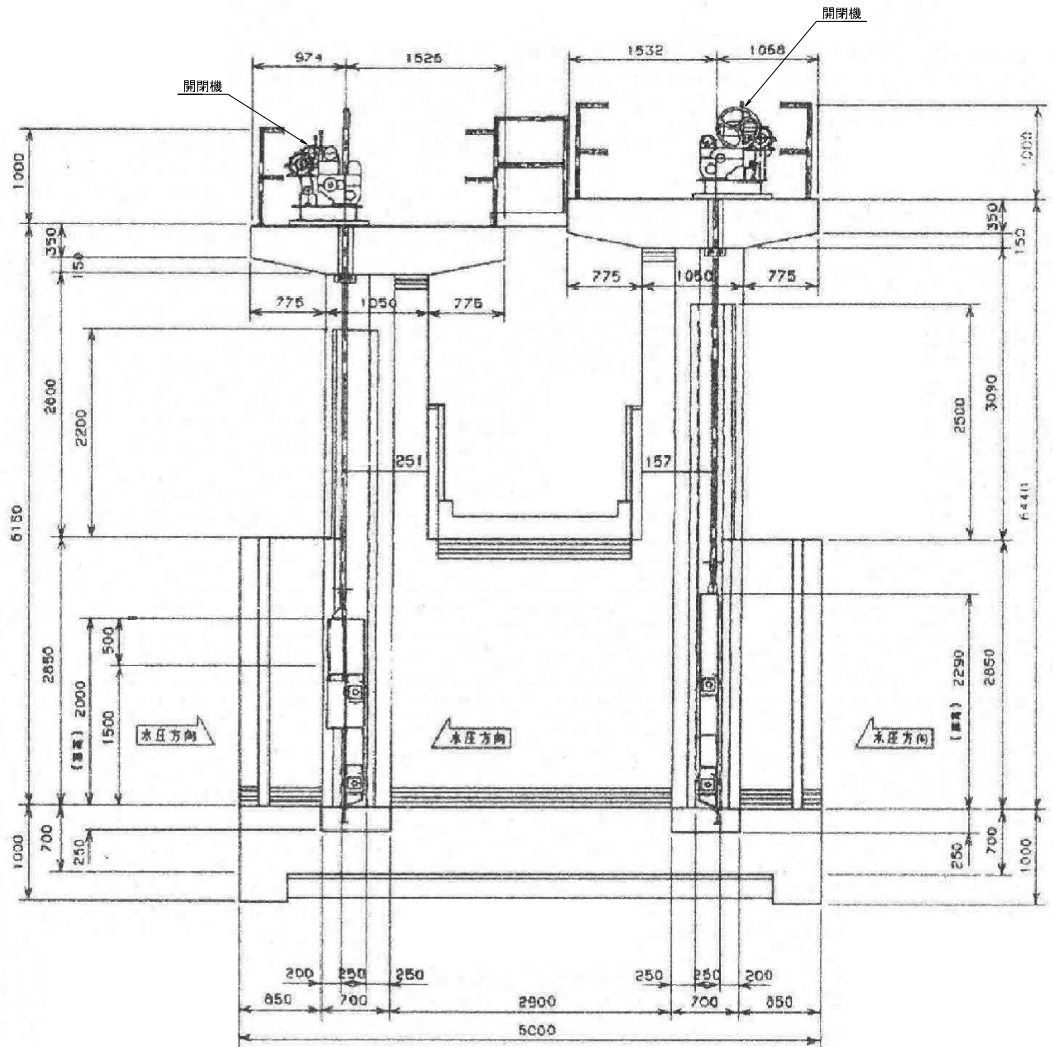
平面図



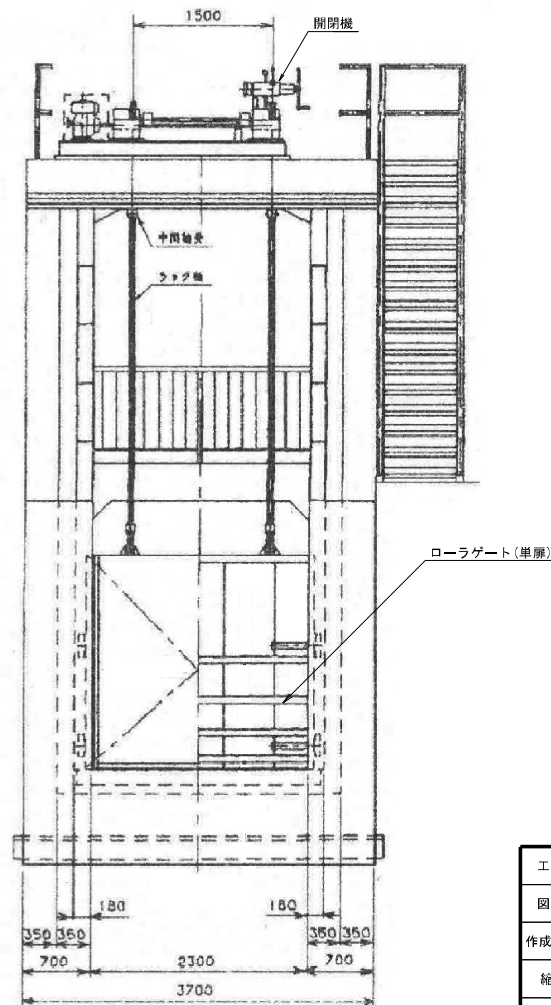
正面図



側面図



正面図



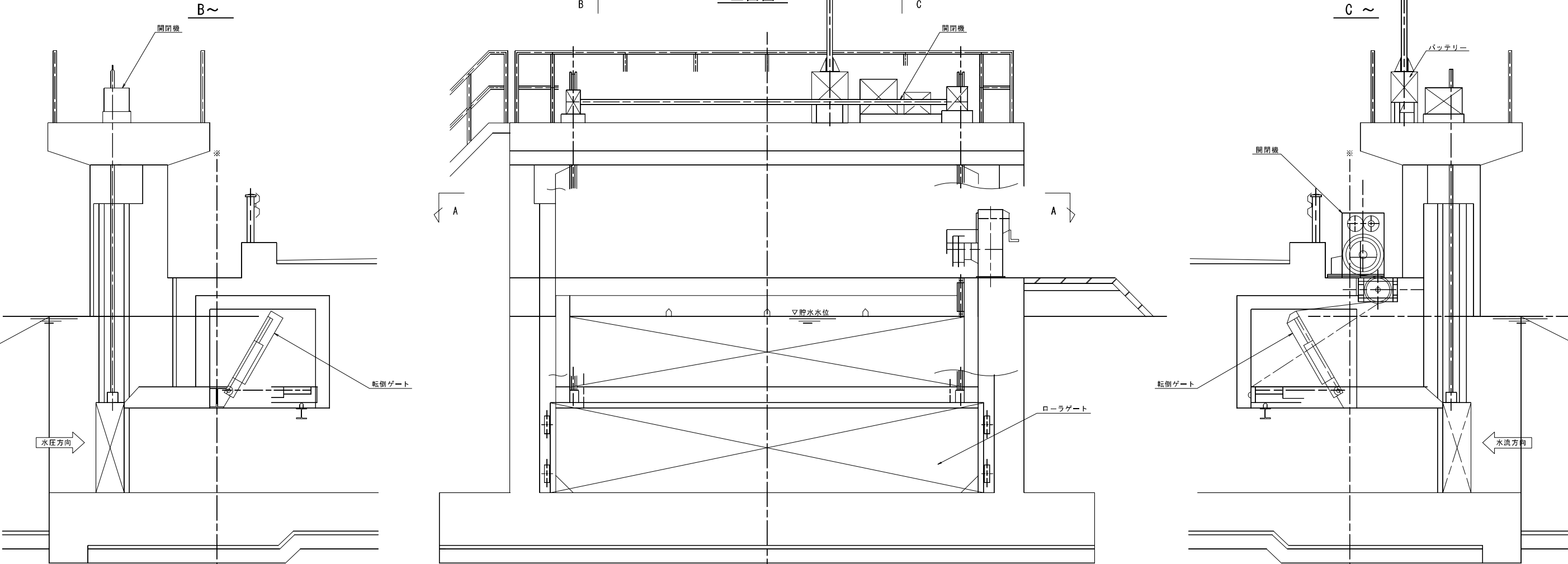
制水門改修内容	
扉体	
開閉装置	開閉装置整備（現場） ＜整備内容＞ 開閉装置 ・各装置の点検・調整 ・オイル交換 ・点検口からの内部確認 ・補修塗装（浮きサビ除去を含む） ・清掃 エンジン ・オイル交換・清掃

工事名	令和5年度 筑後川下流福岡国営施設機能保全事業 排水路設備改修工事		
図面名	制水門整備一般図(タイプⅠ・Ⅳ単扉のみ) (1/4)		
作成年月日			
縮尺	S=1:40	図面番号	2-1/4
会社名			
事務所名	九州農政局 北部九州土地改良調査管理事務所		

制水門整備一般図(タイプⅣ) (2/4) (S=1:30)

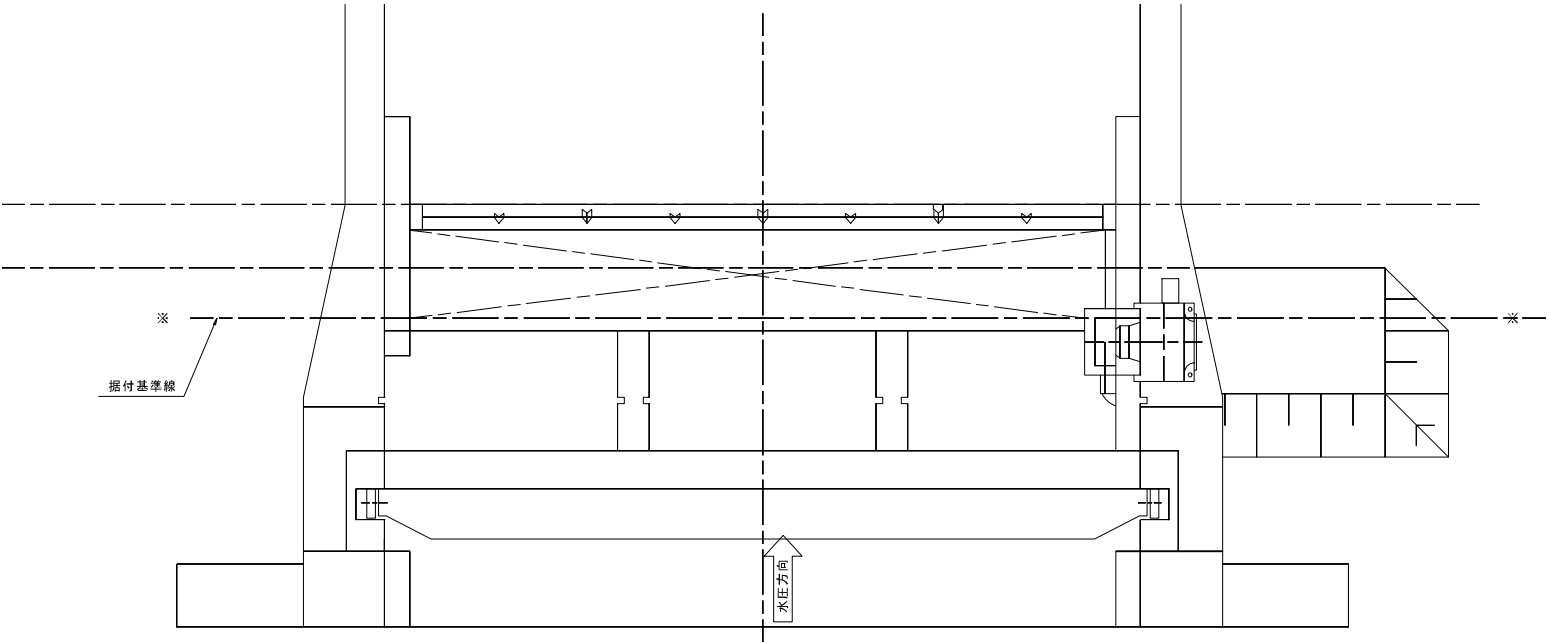
岩神線 1～6号制水門
下久末線 6・7号制水門
黒崎開線 1号制水門

正面図



平面図

A - A



制水門改修内容	
扉体	
開閉装置	開閉装置整備（現場） <整備内容> 開閉装置 ・各装置の点検・調整 ・オイル交換 ・点検口からの内部確認 ・補修塗装（浮きサビ除去を含む） ・清掃 エンジン ・オイル交換・清掃

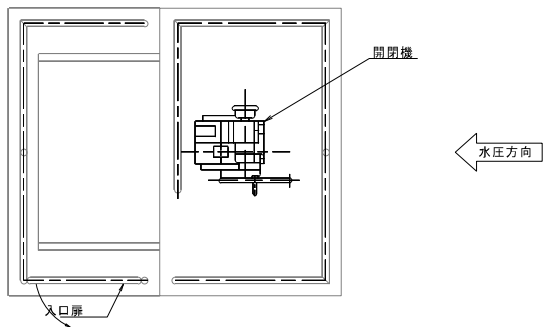
工 事 名	令和5年度 筑後川下流福岡国営施設機能保全事業 排水路設備改修工事		
図 面 名	制水門整備一般図(タイプⅣ) (2/4)		
作成年月日			
縮 尺	S=1 : 30	図面番号	2-2/4
会 社 名			
事務所名	九州農政局 北部九州土地改良調査管理事務所		

制水門整備一般図(タイプⅥ) (3/4)

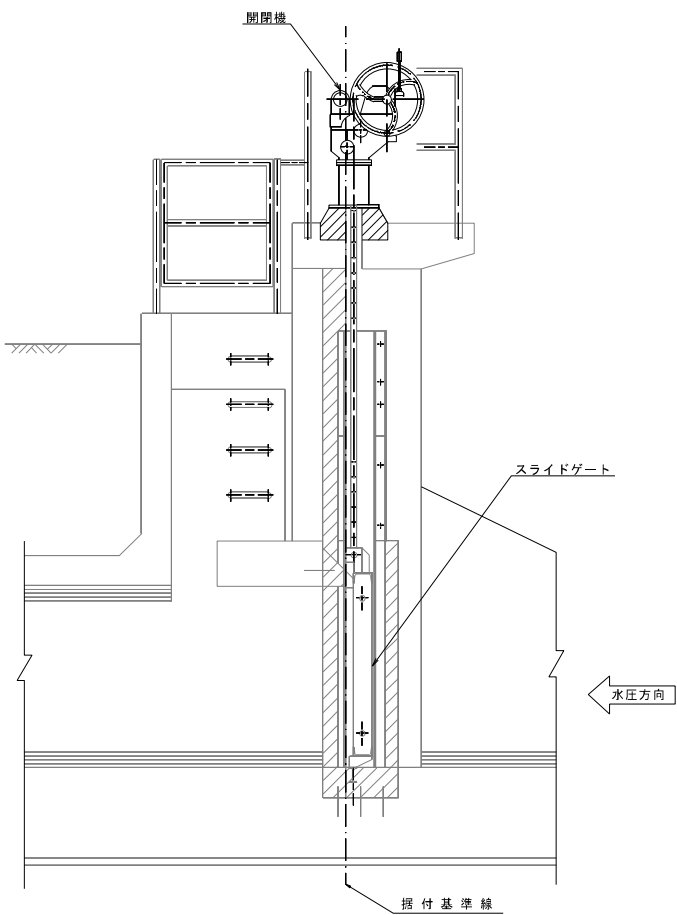
黒崎開線 2号制水門付帯施設(上流側連絡ゲート・下流側連絡ゲート)

(S=1:25)

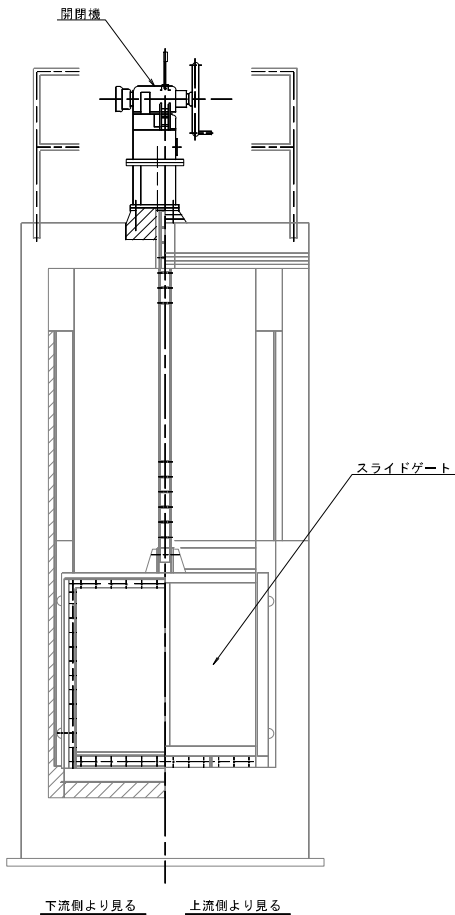
平面図



側面図



正面図



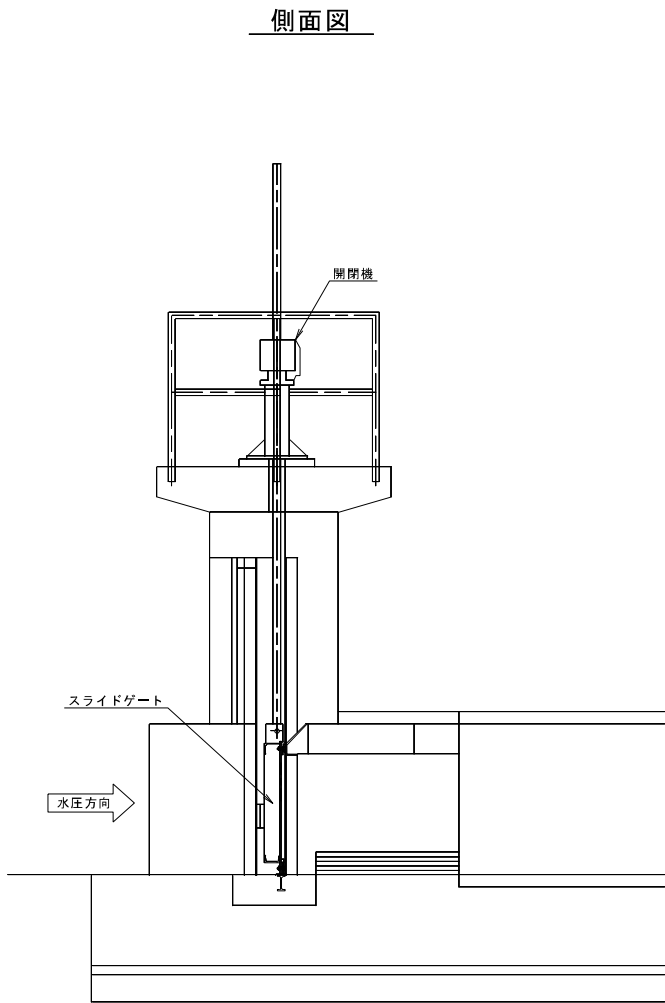
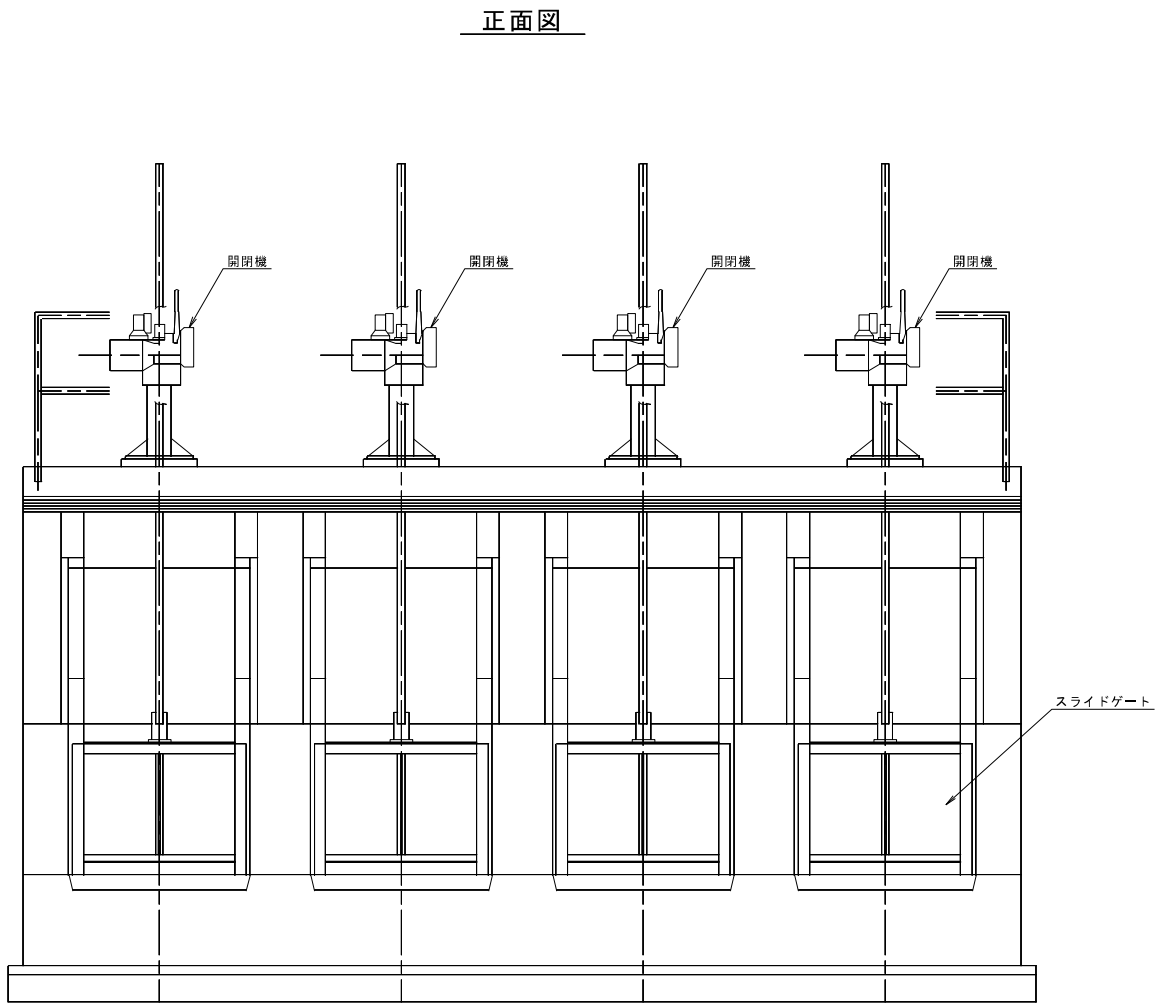
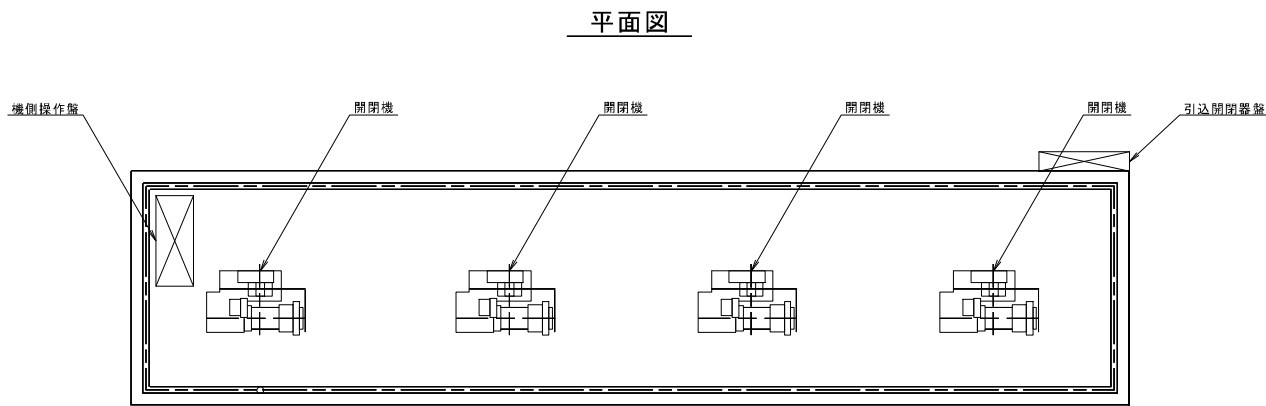
制水門改修内容	
扉体	
開閉装置	開閉装置整備（現場） ＜整備内容＞ 開閉装置 ・各装置の点検・調整 ・オイル交換 ・点検口からの内部確認 ・補修塗装（浮きサビ除去を含む） ・清掃 エンジン ・オイル交換・清掃

工 事 名	令和5年度 筑後川下流福岡国営施設機能保全事業 排水路設備改修工事		
図 面 名	制水門整備一般図(タイプⅥ) (3/4)		
作成年月日			
縮 尺	S=1:25	図面番号	2-3/4
会 社 名			
事務所名	九州農政局 北部九州土地改良調査管理事務所		

制水門整備一般図(タイプⅦ)(4/4)

下久末線1-4号制水門

(S=1:50)



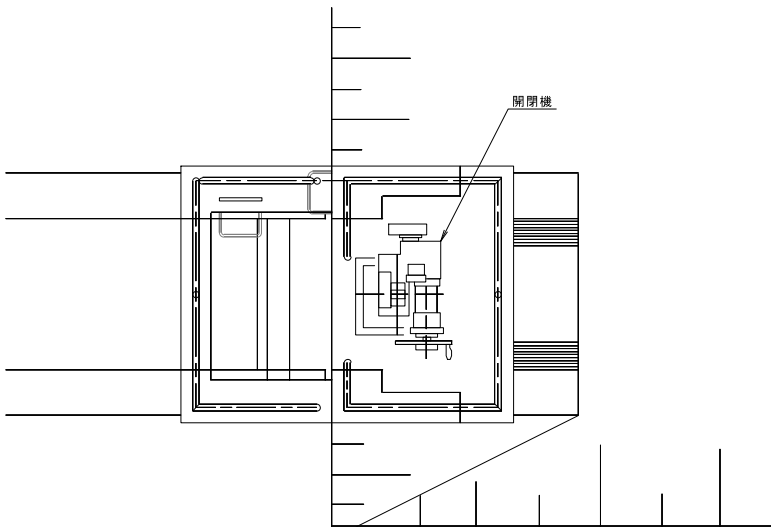
制水門改修内容	
扉体	
開閉装置	開閉装置整備（現場） ＜整備内容＞ 開閉装置 ・各装置の点検・調整 ・オイル交換 ・点検口からの内部確認 ・補修塗装（浮きサビ除去を含む） 清掃 エンジン ・オイル交換・清掃
電気	遠側操作盤（更新） 引込開閉器盤（更新）

工事名	令和5年度 筑後川下流福岡国営施設機能保全事業 排水路設備改修工事		
図面名	制水門整備一般図(タイプⅦ)(4/4)		
作成年月日			
縮尺	S=1:50	図面番号	2-4/4
会社名			
事務所名	九州農政局 北部九州土地改良調査管理事務所		

合流工整備一般図

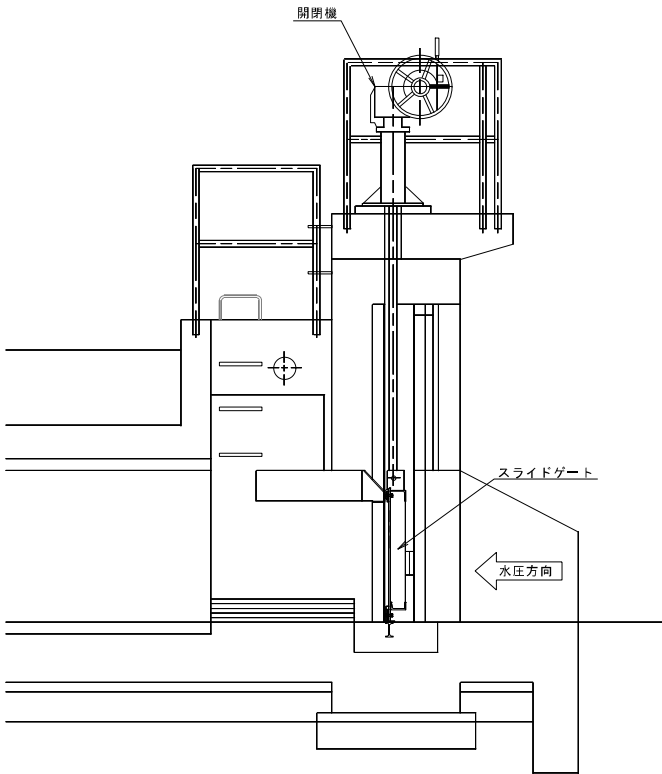
黒崎閉線

平面図

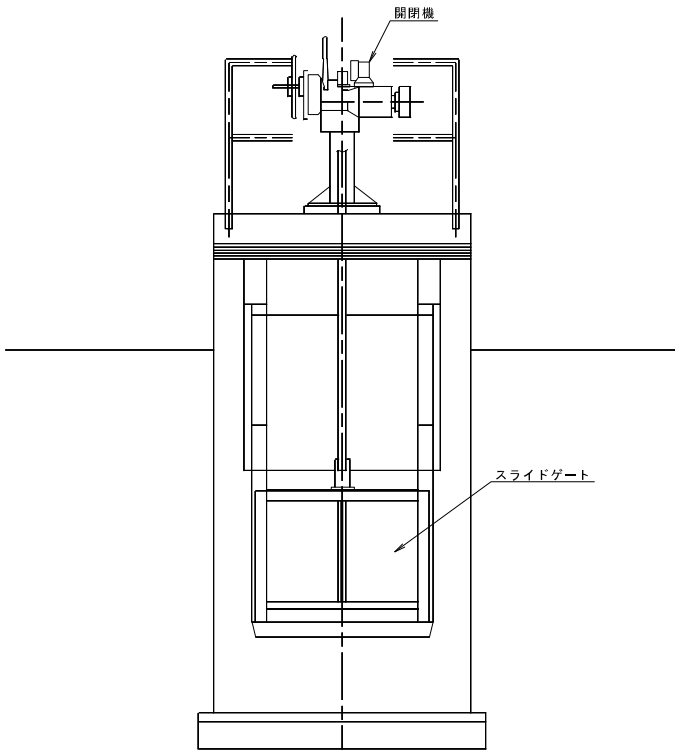


合流工改修内容	
扉体	
開閉装置	開閉装置整備（現場） <整備内容> 開閉装置 ・各装置の点検・調整 ・オイル交換 ・点検口からの内部確認 ・補修塗装（浮きサビ除去を含む） ・清掃 エンジン ・オイル交換・清掃

側面図



正面図



黒崎閉線			
工 事 名	令和5年度 筑後川下流福岡国営施設機能保全事業 排水路設備改修工事		
図 面 名	合流工整備一般図		
作成年月日			
縮 尺	non scale	図面番号	3
会 社 名			
事務所名	九州農政局 北部九州土地改良調査管理事務所		

令和5年度筑後川下流福岡国営施設機能保全事業
排水路設備改修工事

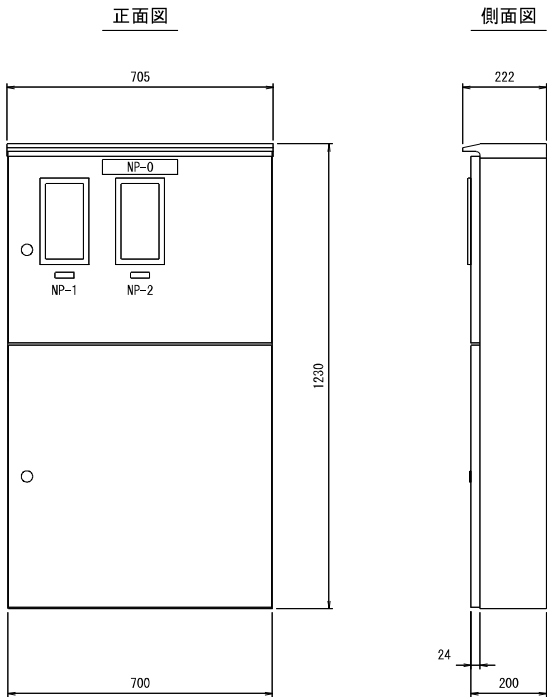
参考図面

北部九州土地改良調査管理事務所

[illegible]

機側操作盤等外形図
(下久末線1-4号制水門) S=1:10

引込開閉器盤



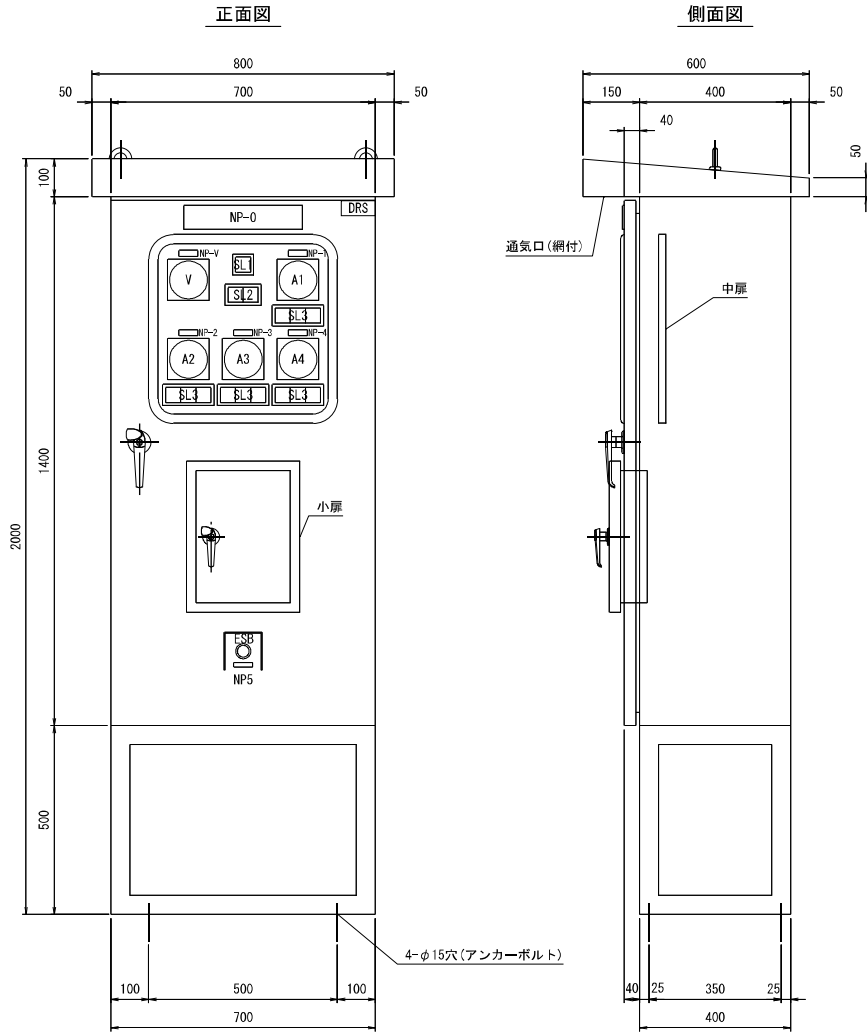
盤構造仕様

項 目		仕 様
構造		屋外防水型 (日東工業SOMS-271B)
鋼材	扉板	SUS/t1.5
	天井・側面板	SUS/t1.5
	その他	木板/t15mm, t25mm
部品	検針窓ガラス	強化ガラス
	上扉ハンドル	ステンレス製封印付キーハンドル
	下扉ハンドル	ステンレス製キーハンドル
塗装色	盤内外面	マンセル 10YR3/0.5

盤図記号説明

記 号	名 称	仕 様
NP-0	引込開閉器盤	アクリル銘板 (貼付)
NP-1	動力	アクリル銘板 (貼付)
NP-2	電灯	アクリル銘板 (貼付)

機側操作盤



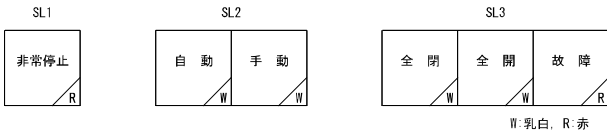
盤図記号説明 (盤面・監視・操作部)

記 号	名 称	仕 様
NP-0	ゲート機側操作盤	アクリル銘板 (貼付)
NP-1	No. 1ゲート	アクリル銘板 (貼付)
NP-2	No. 2ゲート	アクリル銘板 (貼付)
NP-3	No. 3ゲート	アクリル銘板 (貼付)
NP-4	No. 4ゲート	アクリル銘板 (貼付)
NP-5	非常停止	アクリル銘板 (貼付)
NP-V	電圧	アクリル銘板 (貼付)
V	電圧計	110角 広角
A	電流計	110角 広角
SL	集合表示灯	40角
ESB	非常停止	押釦スイッチ (赤)
BS11-41	開	押釦スイッチ (黒)
BS12-42	停止	押釦スイッチ (赤)
BS13-43	閉	押釦スイッチ (黒)
ODS	自動→手動	切換スイッチ (手動復帰)
DRS	盤内灯 ON-OFF	ドアスイッチ

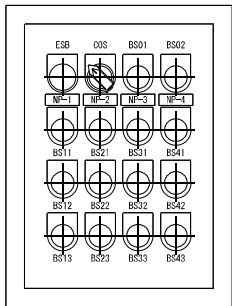
入出力信号 (機側盤↔開閉装置)

	項 目	信号形式
出力	開	X4
	閉	X4 無電圧 (a接点) 連続信号
	自重降下	X4
入力	全開	X4
	全閉	X4 無電圧 (a接点) 連続信号
	故障一括	X4
	開 (遠方自己保持用)	X4 無電圧 (a接点) 連続信号
	閉 (遠方自己保持用)	X4

集合表示灯文字



小 扉



盤構造仕様

項 目		仕 様
保護等級		屋外 (IPW33)
鋼材	大扉板	SUS304/t2.0
	小扉・天井・側面板	SUS304/t2.0
	ベース	SUS304
	その他	SS
部品	監視窓ガラス	強化ガラス
	大扉ハンドル	A-140-1 (key No. 200)
	小扉ハンドル	A-140-3 (key No. 200)

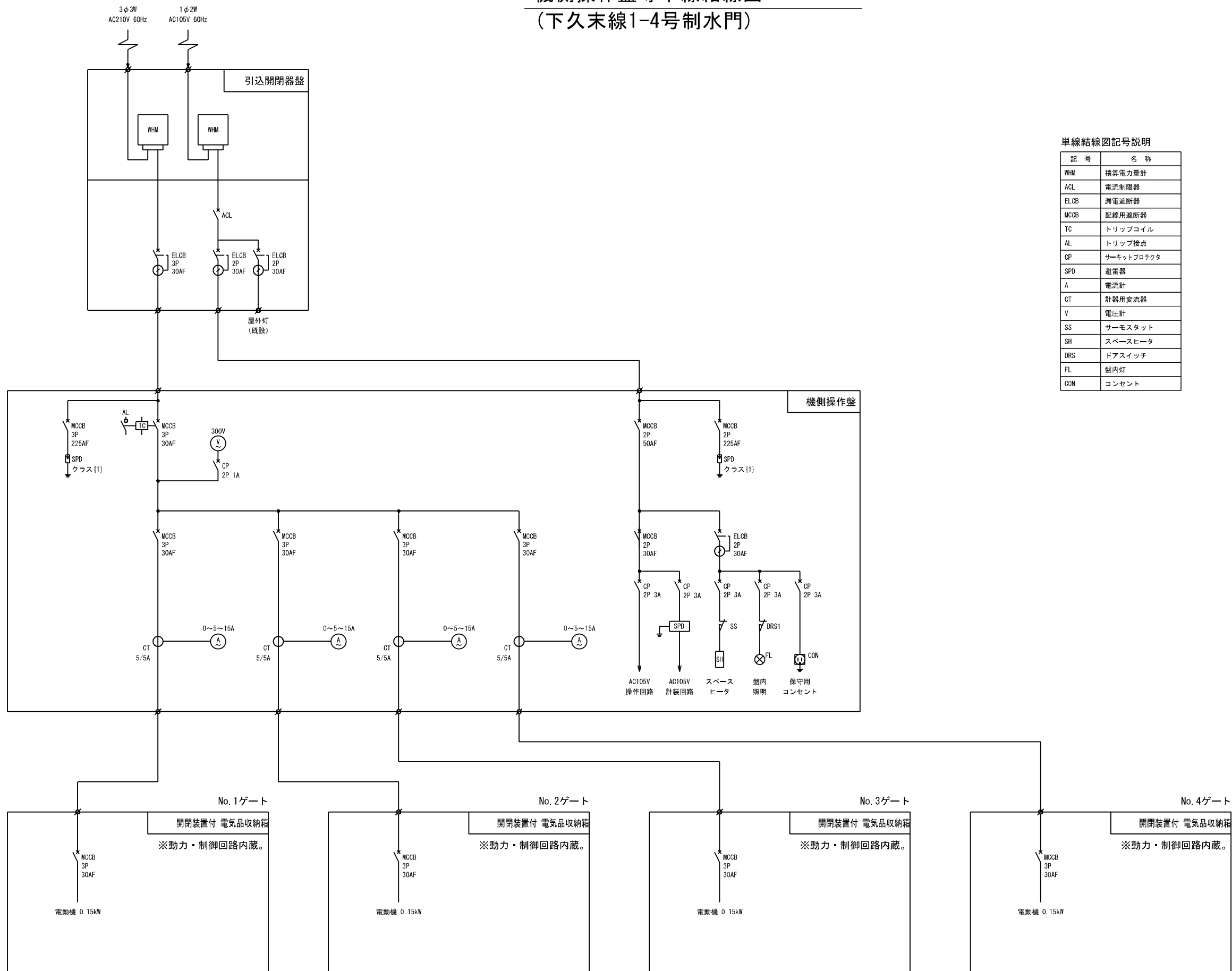
盤塗装仕様

項 目		仕 様
塗装色	盤内外面	マンセル 10YR3/0.5
	ベース	マンセル 10YR3/0.5
	計器枠	マンセル N1.5
塗装膜厚	盤外面	標準膜厚 60μm
	盤内面	標準膜厚 40μm

※塗装は、メラミン樹脂塗装あるいはこれと同等以上とする。

工 事 名	令和5年度 筑後川下流福岡国営施設機能保全事業 排水路設備改修工事		
図 面 名	除塵機機側操作盤外形図		
作成年月日			
縮 尺	S=1:10	図 面 番 号	参考-1
会 社 名			
事業(務)所名	九州農政局 北部九州土地改良調査管理事務所		

機側操作盤等単線結線図
(下久末線1-4号制水門)



工 事 名	令和5年度 筑後川下流福岡国営施設機能保全事業 排水路設備改修工事		
図 面 名	機側操作盤等外形図		
作成年月日			
縮 尺	NON	図 面 番 号	参考-2
会 社 名			
事業(務)所名	九州農政局 北部九州土地改良調査管理事務所		